

厚木市まち・ひと・しごと創生
総合戦略

令和2年3月改定
厚 木 市

目次

第1章 総合戦略策定の概要

1	総合戦略策定の目的	2
2	総合戦略の位置付け	2
3	総合戦略の対象期間	3
4	総合戦略の策定体制	3
5	国の総合戦略	5
6	人口の将来展望	6

第2章 総合戦略の基本的な考え

1	基本方針	10
2	達成指標・数値目標	10
3	重点項目	12
4	基本目標・施策の体系	14

第3章 施策展開

基本目標1	若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる	18
基本目標2	住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる	24
基本目標3	市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する	34
基本目標4	人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する	40
基本目標5	働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする	44

第4章 推進体制と効果検証

1	推進体制	48
2	効果検証	48

第1章 総合戦略策定の概要

1 総合戦略策定の目的

- 我が国は、平成 20（2008）年から既に人口減少時代に突入し、地域社会の維持や人口減少の克服という課題に直面しています。こうした状況の中、平成 26（2014）年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が施行され、同年 12 月には、人口の現状と将来の展望を提示する「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び国の今後 5 か年の政策目標・施策の方向を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されました。
- また、「まち・ひと・しごと創生法」では、地方公共団体においても、国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案して、地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」及び地域の実情に応じた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に努めることとされています。
- こうした国の取組を踏まえ、本市における人口の現状を分析し、将来の人口規模の展望と目指すべき方向を示した厚木市人口ビジョンを踏まえ、国の総合戦略の内容を勘案しつつ、本市の実情に応じた、人口減少を克服するための施策を位置付ける「厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「厚木市総合戦略」という。）」を策定するものです。

2 総合戦略の位置付け

- 本市では、時代の変化に対応した行政運営を図り、将来を見据えたまちづくりを計画的に進めるため、平成 21（2009）年 3 月に、令和 2（2020）年度までの 12 年間を計画期間とする第 9 次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」を策定しています。
- 「あつぎ元気プラン」に掲げる「元気あふれる創造性豊かな協働・交流都市 あつぎ」の実現に向けて、五つのまちづくりの目標を定め、市民の皆様との協働によるまちづくりを進めています。また、「ひと・まち・くらし」に着目し、「未来を担う人を育てる戦略」、「持続ある都市の発展を進める戦略」、「地域力を高める戦略」の三つを重点戦略として位置付け、横断的かつ多面的に取り組んでいます。
- 「ひと・まち・くらし」に着目した重点戦略は、地方創生の「まち・ひと・しごと」の基本的な考え方を包含しており、少子高齢化や人口減少社会に的確に対応するため、子育て・教育環境の充実、産業の集積・中心市街地の活性化、地域力の向上に取り組んでいるところであります。
- こうしたこれまでの取組を踏まえ、厚木市総合戦略は、「あつぎ元気プラン」の個別計画として位置付けるとともに、「まち・ひと・しごと創生法」第 10 条に基づき、国の総合戦略を踏まえ、本市の実情に応じた、人口減少を克服するための施策の基本的方向を取りまとめた計画とします。

「あつぎ元気プラン」三つの重点戦略

① 未来を担う人を育てる戦略

未来を担う人を育てるためには、未来を切り拓くためのたくましい力とお互いを認め合える豊かな心、より良い社会を築いていく力を持つ子どもたちを育てることが必要です。

子どもたちが元気で健やかに育つ環境を整備するとともに、生きる力をはぐくむ学校教育を充実し、地域全体で未来を創る心豊かな人づくりを推進します。

また、子育て世代等が、仕事と両立しながら安心して子育てができるよう、課題やニーズに対応した環境の整備・充実を図ります。

② 持続ある都市の発展を進める戦略

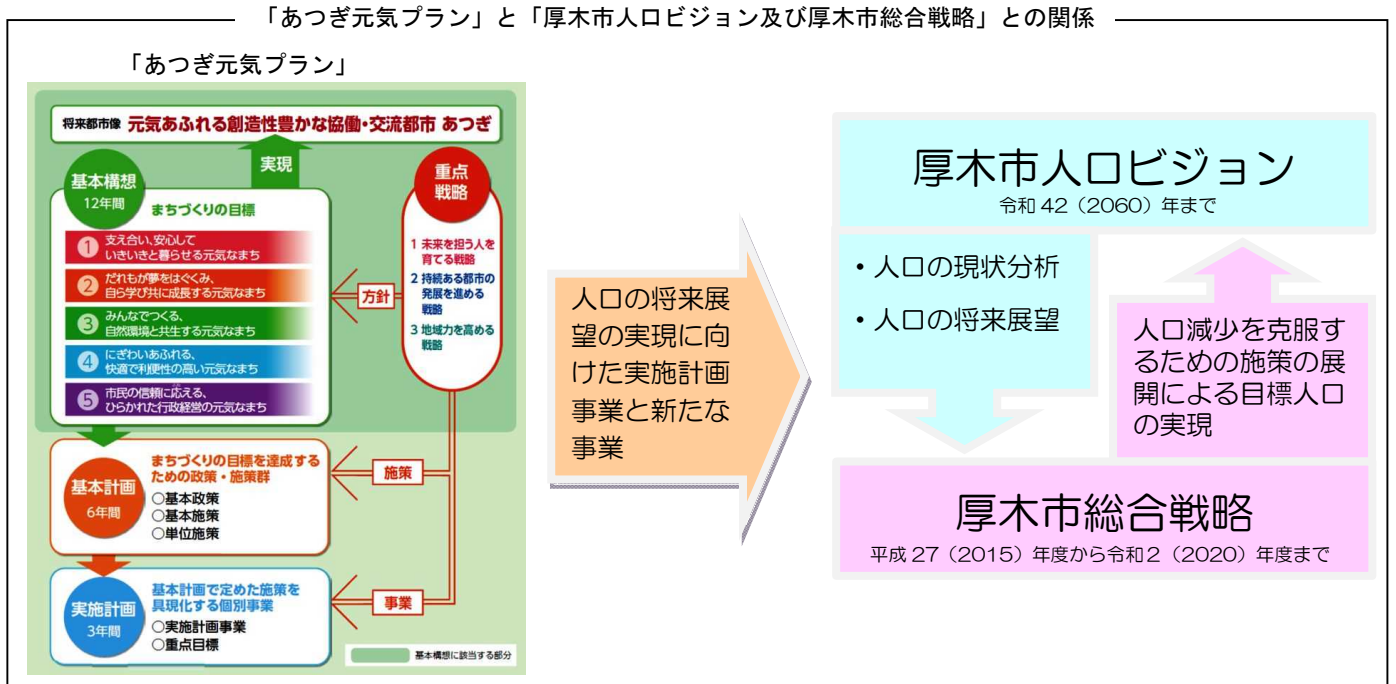
持続ある都市の発展を進めるためには、都市の新たな魅力を創造し、多くの人が訪れ交流し働くことができるまちづくりが必要です。

本市の特性である恵まれた自然環境や交通アクセスの優位性を活かし、高規格幹線道路等の開通に伴って生じる開発需要を的確にとらえ、産業の集積を進めるとともに、中心市街地の活性化を図ります。

③ 地域力を高める戦略

地域力を高めるためには、地域における防災や防犯活動、子育てや高齢者への支援などの分野で、市民や地域の力が必要です。

地域自治への理解を深めるため、啓発を行うとともに、市民のだれもがまちづくりに参加しやすい仕組みづくりを推進し、市民相互や市民と行政との厚い信頼と強い絆を築き、地域力の向上を図ります。

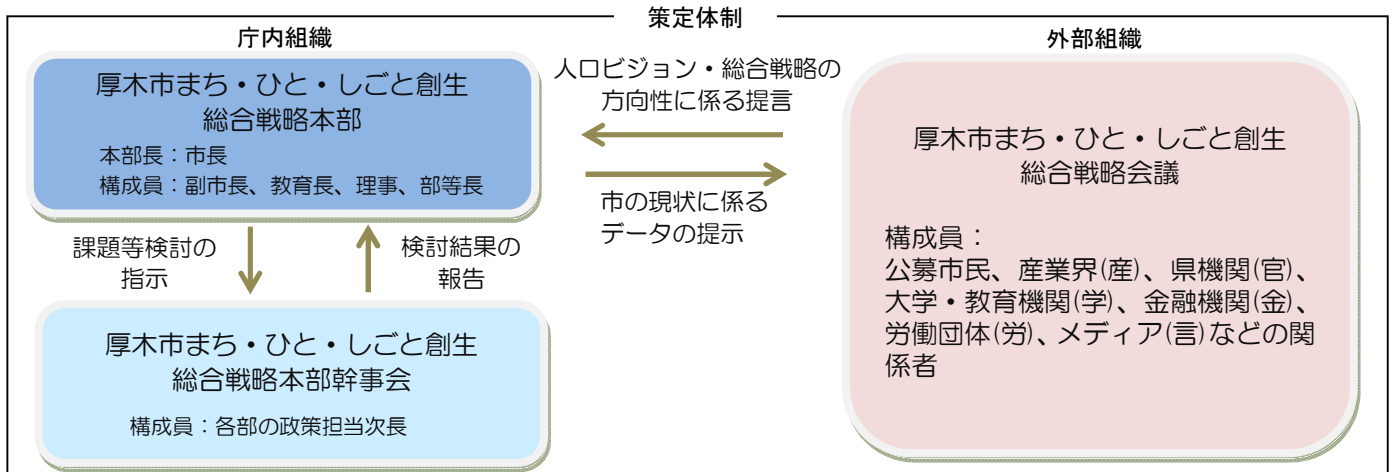


3 総合戦略の対象期間

- 厚木市総合戦略の対象期間は、平成 27 (2015) 年度から令和 2 (2020) 年度までの 6 年間とします。

4 総合戦略の策定体制

- 厚木市人口ビジョン及び厚木市総合戦略の策定に当たっては、外部の検討組織として設置した「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」において、それぞれの知見から厚木市人口ビジョンに掲げる人口の将来展望や厚木市総合戦略に位置付ける施策の基本目標及び方向性等について検討が行われ、本市の現状を踏まえた上で、将来に向けた提言をいただきました。
- その後、庁内に設置した市長を本部長とする部長職で構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略本部」及び次長職（現在は、各部等の政策調整担当課長）で構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略本部幹事会」において、「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」からの提言を基に、市としての考えを加え、厚木市人口ビジョン及び厚木市総合戦略としてまとめました。



【参考】まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の組織・提言の概要

(1) 組織

- 公募の市民を始め、産業界（産）、県機関（官）、大学・教育機関（学）、金融機関（金）、労働団体（労）、メディア（言）などの関係者17人で構成

(2) 提言の概要

- 平成27（2015）年6月に組織し、延べ5回の会議での議論を提言書としてまとめ、平成27（2015）年10月に市長に提出しました。

まち・ひと・しごと創生総合戦略会議からの提言の概要

2015～2019年の基本方針 将来にわたって活力あるまちの礎を築く	重点項目	本市の人口動向に最も影響が大きい 20歳代の定住を促進 する		
	達成指標・数値目標	基本目標	施策の方向性	
	I 合計特殊出生率の上昇 【数値目標】平成25(2013)⇒平成31(2019)年 ①合計特殊出生率 1.28 ⇒ 1.45	若者の結婚・出産・子育ての希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる環境をつくる	①男女の出会いの場や機会を提供する。 ②産前から産後まで切れ目のない支援を充実する。 ③子育て世帯のニーズに合わせた、出生率向上に結び付く効果的な支援を図る。 ④市内企業と連携し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）を目指す取組を促進する。 ⑤グローバル化に対応した教育を進める。 ⑥市内大学と協働した、生涯学習の機会を拡大する。	
	II 定住促進 【数値目標】平成26(2014)⇒平成31(2019)年 ①社会増減数 +45人 ⇒ +200人 ②20歳代の転出超過数 ▲303人 ⇒ ▲150人	厚木の魅力を全国に発信することで定住者を増やすとともに、誰もが健康で活躍できる環境をつくる	①豊かな自然環境と都市機能が調和したまちづくりを進める。 ②平成72(2060)年を見据えた公共交通ネットワークと道路整備の在り方を検討する。 ③様々なツールを活用して、厚木市の魅力を全国に発信する。 ④20歳代を定住させるための支援を充実する。 ⑤市内の企業情報を全国に発信する。 ⑥市民の健康寿命を延伸するための取組を進める。 ⑦高齢者が活躍することができる場を創出する。 ⑧安心・安全への取組を強化する。 ⑨国が検討を進めている日本版CCRCの導入を検討する。	
III 雇用の創出 【数値目標】平成26(2014)⇒平成31(2019)年 ①事業所数 10,610事業所 ⇒ 11,100事業所 ②就業者数 152,191人 ⇒ 159,800人	新たな雇用の場を創出することで市内企業への就職者を増やすとともに、中小企業が安定した企業経営をすることができる環境をつくる	①市内企業と市内大学との結びつきを強める取組を進める。 ②市内企業と連携し、職住近接を目指す取組を進める。 ③若い世代への就労支援を充実する。 ④地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす企業誘致と事業所進出を推進する。 ⑤中小企業の労働生産性を向上させることで正規雇用の拡大を促進する。 ⑥中小企業の円滑な事業承継を支援する。		

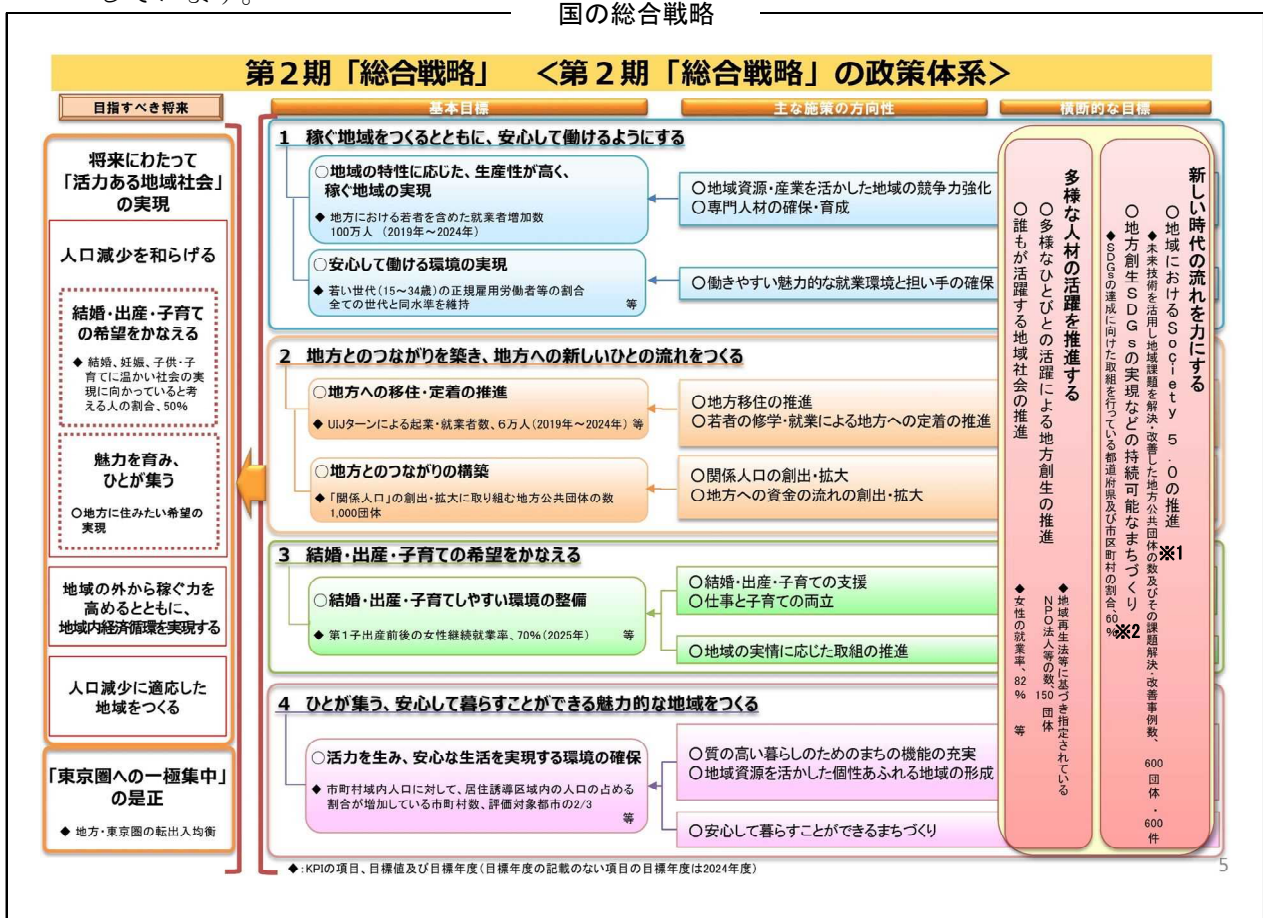
5 国の総合戦略

(1) 第1期総合戦略

- 国の第1期総合戦略では、「人口減少と地域経済縮小の克服」と「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を基本的な考え方として掲げ、五つの政策原則と四つの基本目標の下、取組が進められてきました。

(2) 第2期総合戦略

- 国の第2期総合戦略では、『将来にわたって「活力ある地域社会」の実現』と『「東京圏への一極集中」の是正』を目指すため、第1期の成果と課題等を踏まえて、第1期「総合戦略」の政策体系を見直し、四つの基本目標と二つの横断的な目標の下に取り組むこととしています。



出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部『まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン（令和元年改定版）」及び「第2期総合戦略」』（概要）（令和元（2019）年12月）

※1 Society5.0とは、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の第5期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

※2 持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された2030年を期限とする国際目標で、持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成されている。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、統合的に取り組むこととしている。

6 人口の将来展望

(1) 人口の将来展望

- 厚木市人口ビジョンの策定に当たり実施した複数のシミュレーションの結果から、合計特殊出生率^{※3}の上昇と20歳代の定住促進・転出抑制に取り組むことで実現することができるシミュレーション6^{※4}を本市の人口の将来展望とし、令和42(2060)年の目標人口を197,617人とします。

ア 合計特殊出生率の上昇

- 国民の希望出生率は1.80となっており、国の人口ビジョンでは、令和12(2030)年の合計特殊出生率を1.80とすることを目標としています。
- 神奈川県民の希望出生率は1.42となっており、神奈川県人口ビジョンでは、令和7(2025)年の合計特殊出生率を1.42とすることを目標としています。
- 平成27(2015)年9月に実施した「結婚・出産についてのアンケート調査」の結果から、厚木市民の希望出生率^{※5}は1.71となっています。
- こうしたことから、国や神奈川県人口ビジョンと本市の希望出生率を踏まえ、厚木市人口ビジョン期間内の合計特殊出生率を、令和2(2020)年1.42(神奈川県民の希望出生率)、令和12(2030)年1.71(厚木市民の希望出生率)、令和22(2040)年2.00、令和27(2045)年以降は2.07(人口置換水準^{※6})とすることを目標とします。

イ 20歳代の定住促進・転出抑制

- 本市の社会動態は、25～29歳の転出超過が突出して多くなっています。
- また、シミュレーションの結果から、全ての世代の人口移動率がゼロになるよりも、20歳代の人口移動率がゼロになる方が、人口減少を抑制するには大きな効果があります。
- こうしたことから、本市の人口動向に最も影響が大きい20歳代の人口移動率を令和2(2020)年以降収束させ、令和12(2030)年以降はゼロとすることを目標とします。

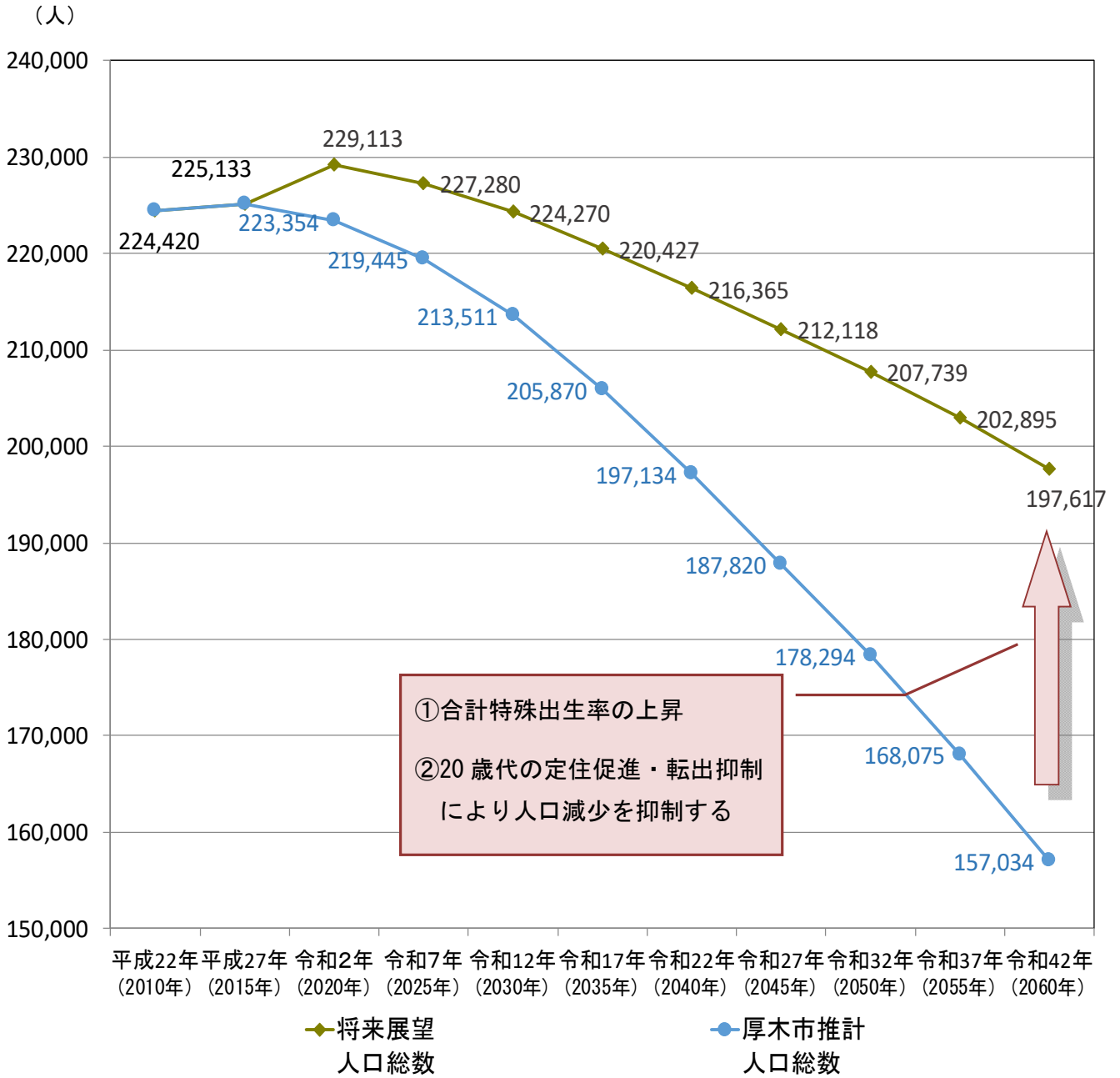
※3 15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当する。

※4 厚木市人口ビジョン 80～81 ページ参照

※5 結婚をして子どもを産みたいという人の希望がかなえられた場合の出生率。本市の希望出生率の結果は、厚木市人口ビジョン 82 ページ参照

※6 人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準

人口の将来展望



第2章 総合戦略の基本的な考え

1 基本方針

- 「国立社会保障・人口問題研究所推計準拠^{※7}」の推計に基づき、本市が独自に行った推計^{※8}では、令和22（2040）年の人口は19.7万人程度、令和42（2060）年には15.7万人程度にまで減少することが見込まれ、人口減少を克服するための対策が急務となっています。
- こうした状況の中、本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるために、厚木市総合戦略の対象期間とする平成27（2015）年度から令和2（2020）年度までの6年間は、人口の将来展望で示した令和42（2060）年の将来人口を確保するための施策を展開していく上で、最も重要な期間です。
- そこで、「将来にわたって活力あるまちの礎を築く」をキャッチフレーズに、次に掲げる基本方針に基づき、様々な施策を展開するものとします。

基本方針

市民、議会及び行政が、人口減少に対する危機感及び問題意識を共有し、人口の将来展望の実現に向け「合計特殊出生率の上昇」、「定住促進」及び「雇用の創出」に市民協働で取り組み、将来にわたって活力ある地域社会の維持・発展を目指す。

2 達成指標・数値目標

- 本市が目指す人口の将来展望の実現に向け、本市の現状を踏まえ、厚木市総合戦略の対象期間の最終年度となる令和2（2020）年度の達成指標・数値目標を次のとおり定めます。

（1）本市の現状

ア 合計特殊出生率の状況

- 本市の合計特殊出生率は、平成25（2013）年に1.28であったものが平成29（2017）年には1.31と0.03ポイント上昇し、神奈川県より0.02ポイント高くなっていますが、全国の1.43と比較すると0.12ポイント低くなっています。
- 平成29（2017）年の出生数は1,549人で、過去15年の中で最も多かった平成19（2007）年の2,000人と比較すると、451人、22.6%減少しています。

^{※7} 「合計特殊出生率が現在程度で、移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計」であり、「内閣官房まち・ひと・しごと創生本部」が『国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」』に基づき、令和42（2060）年までの将来人口を推計したものの。

^{※8} 社人研推計準拠における平成27（2015）年の推計値を「神奈川県年齢別人口統計調査（平成27（2015）年1月）」の実数値に置き換えて、本市が独自に推計したもの。なお、平成22（2010）及び27（2015）年の年齢不詳は各年齢3区分の構成比で按分している。「社人研推計準拠」は、平成22（2010）年の国勢調査の数値を基に行ったものであり、既の実数値が出ている平成27（2015）年の数値についても推計値となっていることから、推計値と実数値について乖離が生じており、本市の将来人口推計には、「厚木市推計」を用いて推計と分析を行っている。

イ 社会動態（転入・転出）の状況

- 本市の社会動態の推移を見ると、おおむね転入超過となっていますが、平成 20（2008）年のリーマン・ショック^{※9}を発端とする景気悪化の影響を受け、平成 21（2009）年から平成 23（2011）年にかけては、転出者が転入者を大きく上回りました。平成 24（2012）年から平成 27（2015）年までは、転入超過となっておりましたが、平成 28（2016）年以降は、転出超過と転入超過を繰り返しており、平成 30（2018）年は 126 人の社会減となっています。
- 直近 4 年における年齢階級別の人口移動の推移を見ると、15～19 歳、20～24 歳では転入超過となっており、25～29 歳、30～34 歳で転出超過となっています。
- 0～4 歳の転入が多い理由は、充実した子育て支援制度が評価されていること、15～19 歳の転入が多い理由は、市内に五つある大学への入学によるものなどが考えられます。
- 25～29 歳、30～34 歳の転出が多い理由は、就職や仕事の都合、結婚によるものなどが考えられます。

ウ 昼夜間人口比率、自市内就業率の状況

- 本市では、全国でもトップレベルのインセンティブによる積極的な企業誘致を推進するとともに、平成 24（2012）年 3 月には産業マスタープランを策定し、地域経済の活性化や地域産業の活力強化に取り組んでいます。
- 昭和 55（1980）年以降、一貫して昼間人口^{※10}が常住人口^{※11}を上回っており、平成 27（2015）年の昼夜間人口比率（115.6%）は、全国 815 市区中 16 位（県内 1 位）となっています。
- 本市に常住する就業者（市内に住んで働いている人）106,862 人のうち、63,726 人が市内の事業所で働いており、自市内の就業率は 59.6%と、近隣市と比較して最も高くなっています。

（2）達成指標・数値目標

達成指標	数値目標		
1 合計特殊出生率の上昇	① 合計特殊出生率	1.28 平成 25（2013）年	⇒ 1.42 令和 2（2020）年
2 定住促進	① 20 歳代の転出超過数	187 人 平成 26（2014）年	⇒ 81 人 令和 2（2020）年
3 雇用の創出	① 事業所数	9,994 事業所	⇒ 10,600 事業所
	② 就業者数	150,242 人 平成 26（2014）年	⇒ 159,300 人 令和 2（2020）年

※9 平成 20（2008）年 9 月にアメリカ合衆国の投資銀行であるリーマン・ブラザーズが破綻したことを契機に、金融危機が世界的に発生した事象

※10 常住人口から市外に通勤・通学している人口を除き、市外から通勤・通学してくる人口を加えた人口

※11 国勢調査において、市内の現在の住所に 3 か月以上住んでいるか、住むことになっている人口

3 重点項目

- 三つの達成指標（「1 合計特殊出生率の上昇」、「2 定住促進」、「3 雇用の創出」）のうち、最も優先して取り組む必要がある事項を重点項目として位置付けます。
- 本市の現状から、20歳代の転出超過が人口動向に最も影響が大きいことから、20歳代の定住促進と転出抑制を図り、転出超過数を減少させることを重点項目として位置付け、施策を展開します。

重点項目

人口動向に最も影響が大きい、20歳代の定住促進と転出抑制を図る。

4 基本目標・施策の体系

- 三つの達成指標（「1 合計特殊出生率の上昇」、「2 定住促進」、「3 雇用の創出」）に位置付ける四つの数値目標の達成に向け、五つの基本目標を掲げ、具体的な施策に取り組みます。

【達成指標】

【基本目標】

合計特殊出生率の上昇

基本目標1

若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる

～結婚・子育てに関する希望の実現～

定住促進

基本目標2

住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる

～若い世代を始め、あらゆる世代から選ばれるまちの実現～

基本目標3

市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する

～あらゆる世代がいきいきと生涯にわたり健康に暮らせるまちの実現～

基本目標4

人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する

～将来にわたって持続可能なまちの実現～

雇用の創出

基本目標5

働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする

～働く場を確保し、安定して働くことのできるまちの実現～

【重要な視点】

【施策の方向性】

【具体的な施策】

○SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開など
 ○未来技術を活用した地域課題の解決に向けたSociety5.0の推進など
 ○誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会の実現など



第3章 施策展開

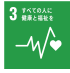






基本目標 1

若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と
未来を担う子どもたちの夢をかなえる
～結婚・子育てに関する希望の実現～

(1) 現状・課題

- 本市の合計特殊出生率^{※12}は、平成 25 (2013) 年に 1.28 であったものが平成 29 (2017) 年には 1.31 と 0.03 ポイント上昇し、神奈川県より 0.02 ポイント高くなっていますが、全国の 1.43 と比較すると 0.12 ポイント低くなっています。
- 国の「出生動向基本調査 (2015 年)」によれば、18～34 歳の独身男女の約 9 割は結婚の意思を持ち、希望子ども数は男性 1.91 人、女性 2.02 人となっています。若い世代の結婚・子育ての希望が実現すれば、合計特殊出生率は 1.8 程度まで改善することが見込まれ、少子化の流れにも歯止めをかけることができます。
- 平成 27 (2015) 年 9 月に実施した「結婚・出産についてのアンケート調査」の結果から、厚木市民の希望出生率^{※13}は 1.71 となっています。
- 今後予測される人口減少の第一の要因は、これまで人口置換水準^{※14}である 2.07 を大きく下回ってきた本市の合計特殊出生率です。出生数の増加と出生率の上昇は全国的な課題ですが、本市においても、将来のどこかの時点で人口置換水準まで回復する必要があります。
- 若い世代の結婚、子育てを支援する地域づくりや、出産後も女性が活躍できる場の確保などを着実に進め、若い世代の結婚・出産・子育てへの希望を実現するとともに、未来を担う子どもたちの夢をかなえる取組を推進する必要があります。

(2) 施策の方向性・具体的な施策

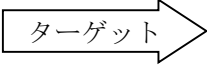
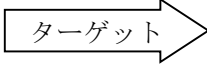
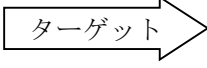
施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 結婚への希望をかなえるため、男女の出会いと交流の場を創出する。		① 出会いの場や交流の場の創出
2 市民ニーズに対応した妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する。	  	① 妊娠・出産への支援の充実 ② 子育て世帯への経済的支援の充実 ③ 子育て支援拠点の充実 ④ 保育所待機児童の解消 ⑤ 子育て支援体制の充実
3 子育て世代が仕事と子育てを両立しながら、安心して子育てできる環境づくりを促進する。	 	① ワーク・ライフ・バランスの促進
4 未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち続け、夢へのチャレンジ精神を高めることができる魅力ある教育プログラムを推進する。		① 魅力ある教育プログラムの推進

※12 6 ページ参照

※13 6 ページ参照

※14 6 ページ参照

(3) 重要業績評価指標 (KPI) ※15

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
合計特殊出生率	1.28 (平成 25 (2013) 年)	1.42 (令和 2 (2020) 年)
出会いの創出に関する事業参加者の満足度	—	85.0% (令和 2 (2020) 年度)
就学前児童の保育施設等入所率	99.5% (平成 26 (2014) 年度)	100.0% (令和 2 (2020) 年度)
放課後児童クラブの入所率	92.6% (平成 25 (2013) 年度)	100.0% (令和 2 (2020) 年度)
療育支援事業の初回面接利用者数	166 件 (平成 25 (2013) 年度)	350 件 (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「子育て環境が充実している」と思う市民の割合	53.6% (平成 26 (2014) 年度)	60.0% (令和 2 (2020) 年度)
 ターゲット 18～49 歳の市民の割合	57.7% (令和元 (2019) 年度) 【参考値】60.2% (平成 26 (2014) 年度)	71.0% (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	41.9% (平成 26 (2014) 年度)	56.0% (令和 2 (2020) 年度)
 ターゲット 18～49 歳の市民の割合	39.2% (令和元 (2019) 年度) 【参考値】43.9% (平成 26 (2014) 年度)	63.0% (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「学校教育が充実している」と思う市民の割合	52.1% (平成 26 (2014) 年度)	58.0% (令和 2 (2020) 年度)
 ターゲット 18～49 歳の市民の割合	50.9% (令和元 (2019) 年度) 【参考値】53.8% (平成 26 (2014) 年度)	64.0% (令和 2 (2020) 年度)

(4) 主な取組

施策の方向性	1 結婚への希望をかなえるため、男女の出会いと交流の場を創出する。	
具体的な施策	① 出会いの場や交流の場の創出	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> 結婚への第一歩である新たな出会いの場や交流の場を創出します。 		あつぎの魅力創造・交流事業 《政策部》

施策の方向性	2 市民ニーズに対応した妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する。	
具体的な施策	① 妊娠・出産への支援の充実	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> 医療保険の対象とならず、高額な医療費を要する特定不妊治療（顕微授精、体外受精）について、治療費に要する費用の一部を助成します。 		不妊治療費助成事業 《こども未来部》
<ul style="list-style-type: none"> 母子保健法に基づく健康診査や保健指導などを実施します。 全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、ニーズに対応した妊娠から出産、子育て期にわたる切れ目のない相談体制の充実を図ります。 		母子保健衛生事業 《市民健康部》

※15 Key Performance Indicator の略称。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する指標。

具体的な施策	② 子育て世帯への経済的支援の充実	事業名《所管部》
➤	認定こども園において、長時間保育を利用する保育が必要な児童の保護者に対し、助成金を支給します。【平成29年度終了】	認定こども園推進事業 《こども未来部》
➤	子どもを養育している子育て世帯に対し、日常生活用品を支給します。	子育て日常生活支援事業 《こども未来部》
➤	私立幼稚園に就園する園児の保護者に対し、補助金を交付します。【令和元年度終了】	私立幼稚園就園奨励事業 《こども未来部》
➤	私設保育施設に入所する児童の保護者に対し、助成金を支給します。	保育内容充実事業 《こども未来部》
➤	0歳から中学校卒業までの入・通院の健康保険適用医療費の自己負担分を助成します。	子ども医療費助成事業 《こども未来部》
➤	教材消耗品や実習材料等の購入費の一部を公費で負担します。	小・中学校保護者負担軽減事業 《学校教育部》
➤	経済的な理由により就学が困難な児童・生徒や特別支援学級等に就学する児童・生徒の保護者に対し、学用品費などの経費の一部を支給します。	就学支援事業 《学校教育部》
➤	商店の協力により、子育て世帯が市内の店舗で割引や特典などのサービスを受けることができる子育てパスポート事業等を実施します。	商業活動振興事業 《産業振興部》
具体的な施策	③ 子育て支援拠点の充実	事業名《所管部》
➤	保護者の就労等により、放課後に帰宅しても適切な保育を受けることができない児童を対象に、小学校の一時的余裕教室等を活用し、適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブを運営します。	放課後児童対策事業 《こども未来部》
➤	小学校の一時的余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習、様々な体験・交流活動及び地域住民との交流等を行う放課後子ども教室を運営します。	放課後子ども教室推進事業 《こども未来部》
➤	子育て支援センターにおいて、子育てサロンの運営や育児相談などを実施し、児童の健やかな成長や子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	子育て支援事業 《こども未来部》
➤	子育てに共通の意識を持ち合わせた保護者が、育児に対する知識や技術を高め合いながら共同保育を実施する自主保育グループに対し、運営費の一部を補助します。	コミュニティ保育推進事業補助事業 《こども未来部》
➤	子どもから大人まで、好奇心や物事を不思議に思う気持ちに出会える施設を整備します。	(仮称) 未来館整備事業 《こども未来部》

具体的な施策	④ 保育所待機児童の解消	事業名《所管部》
➤	給付型幼稚園及び認定こども園に対し、施設型給付費を支給するなど、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供と保育サービスの充実を図ります。	子ども・子育て支援新制度事業 《こども未来部》
➤	認可保育所の創設及び認定あつぎ保育室から認可保育所への移行について、建設費等の補助を行います。	保育施設整備充実事業 《こども未来部》
➤	市内の私立保育施設に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して保育士の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、保育士有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	保育士確保助成事業 《こども未来部》
➤	新たな保育人材の確保等のため、市内の私立保育施設に勤務する方に対し、助成金を支給するほか、保育施設を運営する法人に対し、保育人材を雇用するための費用の一部を助成します。	保育内容充実事業 《こども未来部》
➤	本厚木駅前のアミューあつぎ8階の託児室を利用し、園児を一時的に預かり、幼稚園へ送迎する幼稚園送迎ステーションを運営します。	幼稚園送迎ステーション事業 《こども未来部》
➤	市内の私立幼稚園に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、幼稚園教諭有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	幼稚園教諭確保助成事業 《こども未来部》
具体的な施策	⑤ 子育て支援体制の充実	事業名《所管部》
➤	子育て支援センターにおいて、児童の健やかな成長や子育て家庭に対する総合的な支援を行うほか、ファミリー・サポート・センター事業、ほっとタイムサポーター事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業等を行います。	子育て支援事業 《こども未来部》
➤	市内在住の1歳以上の未就学児を持つ保護者に対し、市内商業施設等において保護者相互のコミュニケーションやリフレッシュを図ることと併せ、子育てに関する講座を実施します。	子育てリフレッシュ事業 《こども未来部》
➤	保護者の就労等のため、休日に保育が必要な児童を保育する休日保育事業や、子どもの看護が必要であるが、勤務などの都合により休暇がとれない保護者のための病後児保育事業などを実施します。	保育内容充実事業 《こども未来部》
➤	発達上何らかの不安のある児童とその保護者への助言、相談及び指導を行います。また、巡回相談・研修会等を実施し、発達障がいへの理解促進を図ります。	療育支援事業 《福祉部》
➤	発達に不安や障がいのある児童に対し、発達や成長に合わせた必要な支援等を行います。	児童発達支援事業 《福祉部》
➤	幼稚園保護者会及び小・中学校PTA等が家庭教育学級を開設できるよう支援します。	家庭教育支援事業 《社会教育部》

施策の方向性	3 子育て世代が仕事と子育てを両立しながら、安心して子育てできる環境づくりを促進する。	
具体的な施策	① ワーク・ライフ・バランスの促進	事業名《所管部》
➤ 市内の企業に対し、ワーク・ライフ・バランス推進の啓発を行います。		企業の子育て支援事業 《こども未来部》
➤ 男女共同参画計画推進のため、男女共同参画推進委員会等を開催し、講座、情報誌等による啓発活動を実施します。		男女共同参画推進事業 《協働安全部》

施策の方向性	4 未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち続け、夢へのチャレンジ精神を高めることができる魅力ある教育プログラムを推進する。	
具体的な施策	① 魅力ある教育プログラムの推進	事業名《所管部》
➤ 市立全小・中学校に英語を母語とする外国語指導助手を配置します。		英語教育推進事業 《学校教育部》
➤ 学校の実態に応じて少人数学級を編成し、生徒一人一人に対してきめ細かな指導を行うため、非常勤講師を派遣します。		中学校少人数学級実施事業 《学校教育部》
➤ 児童・生徒の「確かな学力」の向上を図るため、基礎的・基本的な知識や技能の習得、個に応じた指導の充実などの普及・定着等を目的に、学力ステップアップ支援員の派遣や小学校「あつぎICT元気塾」を実施します。		学力ステップアップ推進事業 《学校教育部》
➤ 児童指導担当教員等が「チーム支援」の核となり、いじめや問題行動、不登校などを未然に防止し、発見できるよう、非常勤講師を派遣します。また、非常勤講師を活用し、これまで実施してきた少人数学級編成や教科担任制を推進します。		小学校児童支援推進事業 《学校教育部》
➤ 市立小・中学校が、地域とのきずなを大切にした特色ある学校づくりを推進することや、人権教育の充実、新しい学習指導要領に対する準備など、各小・中学校における重要な課題等への対応を図るため、交付金を交付します。		教育研修・活動助成事業 《学校教育部》
➤ 「確かな学力」を身に付けた心豊かで健康な児童・生徒を育成するため、自然科学分野の自由研究や科学作品の募集・表彰を行う厚木こども科学賞事業、大学・企業と連携したおもしろ理科実験教室推進事業を実施します。		SEL教育基金事業 《学校教育部》
➤ 義務教育9年間を見通した教育課程の編成と指導の工夫改善のため、中学校区での研修を行います。また、児童の中学校に対する不安を和らげるため、教員の小・中学校での授業の兼務を円滑に行うことができるよう、中学校に非常勤講師を派遣します。		小中一貫教育推進事業 《学校教育部》

<p>➤ 安全な教育環境づくりに取り組んでいると認められた学校に与えられる国際安全スクールの考え方や手法を用い、児童・生徒がより安心・安全に過ごせる学校づくりを支援します。</p>	<p>国際安全スクール推進事業 ≪学校教育部≫</p>
<p>➤ ICT支援員の派遣などにより、タブレット型パソコン等のICT機器を活用した効果的な授業や学習活動を支援します。</p>	<p>小・中学校ICT化推進事業 ≪教育総務部≫</p>

基本目標2

住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、
全国に発信することにより新たな人の流れをつくる

～若い世代を始め、あらゆる世代から選ばれるまちの実現～

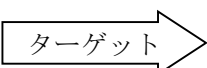
(1) 現状・課題

- 本市の社会動態の推移を見ると、おおむね転入超過となっていますが、平成 20（2008）年のリーマン・ショックを発端とする景気悪化の影響を受け、平成 21（2009）年から平成 23（2011）年にかけては、転出者が転入者を大きく上回りました。直近 4 年においては、転入超過と転出超過を繰り返しており、平成 30（2018）年は 126 人の社会減となっております。
- 直近 4 年における年齢階級別の人口移動の推移を見ると、15～19 歳、20～24 歳では転入超過となっており、25～29 歳、30～34 歳で転出超過となっています。
- 直近 4 年における転出超過が最も多い年齢階級は、平成 30（2018）年を除いて、25～29 歳となっています。
- 25～29 歳、30～34 歳の転出が多い理由は、就職や仕事の都合、結婚によるものなどが考えられます。
- 市内には五つの大学があるものの、これらの大学の卒業生の市内企業への就職率は高くない状況です。
- 本市の人口動向に最も影響が大きい 20 歳代を中心とした若い世代の定住促進と市外への転出抑制を図る必要があります。
- 20 歳代の転出理由として、市内企業への就職の難しさがあると考えられることから、20 歳代を中心とした若い世代の市内企業への就職支援と定住促進に積極的に取り組む必要があります。
- 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、日本を訪れる外国人観光客が増えることが予想される中、国内外の観光客に向けた情報発信力を強化するなど、交流人口の拡大を図り、本市を知ってもらうことで定住へと結びつけることが必要です。
- 若い世代を始め、あらゆる世代から選ばれる都市を目指し、豊かな自然環境と都市機能との調和を図りつつ、機能的で利便性の高いまちづくりを進めるとともに、日本一を目指している子育て・教育環境施策や定住を促進するための施策の充実、さらには、既存の観光資源の活用や、新たな観光資源の創出を進めるなど、住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信していく必要があります。

(2) 施策の方向性・具体的な施策

施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 豊かな自然環境との調和を図りつつ、機能的で利便性の高いまちづくりを進める。	   	① 中心市街地の都市機能の充実と商業の活性化 ② 利便性の高い交通環境の充実 ③ 市民の憩いや安らぎの場の創出
2 「選ばれる都市」を目指し、あつぎの魅力を都市ブランドとして確立し、戦略的に全国に発信する。		① あつぎの魅力を発信力強化
3 20歳代を中心とした若い世代に対する市内企業への就職支援の充実と定住促進に取り組む。	  	① 就労支援の充実と市内企業情報の発信力強化 ② 定住を促進するための支援の充実
4 東京オリンピック・パラリンピックの開催をとらえ、国内外に向けた情報発信力を強化するとともに、既存の観光資源の活用と新たな観光資源を創出する。	  	① 国内外からの観光客誘致の促進 ② 観光地の魅力創出 ③ オリンピック・パラリンピックレガシーの創出

(3) 重要業績評価指標 (KPI) ※16

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
20歳代の転出超過数	187人 (平成26(2014)年)	81人 (令和2(2020)年)
30歳代の転出超過数	289人 (平成30(2018)年)	216人 (令和2(2020)年)
中心市街地の活性化イベント来場者数	322,000人 (平成25(2013)年度)	428,000人 (令和2(2020)年度)
新規就農者数(累計)	—	24人 (令和2(2020)年度)
保育士、幼稚園教諭、看護職、介護職等転入奨励助成事業による転入者数(累計)	—	196人 (令和2(2020)年度)
親元近居・同居住宅取得等支援事業による転入者数(累計)	—	300人 (令和2(2020)年度)
年間観光客数	3,200,102人 (平成25(2013)年)	4,500,000人 (令和2(2020)年)
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会をとらえた交流事業参加者数	—	10,000人 (令和2(2020)年度)
市民満足度「中心市街地の魅力や利便性が向上している」と思う市民の割合	50.9% (平成26(2014)年度)	56.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	53.5% (令和元(2019)年度) 【参考値】56.0% (平成26(2014)年度)	63.0% (令和2(2020)年度)

※16 19 ページ参照

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
市民満足度「市民や企業の活動を支える交通環境が整備されている」と思う市民の割合	55.6% (平成26(2014)年度)	60.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	59.5% (令和元(2019)年度) 【参考値】63.0% (平成26(2014)年度)	66.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整備されている」と思う市民の割合	67.2% (平成26(2014)年度)	75.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	67.9% (令和元(2019)年度) 【参考値】69.9% (平成26(2014)年度)	81.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「あつぎブランドの創造・発信が推進されている」と思う市民の割合	65.8% (平成26(2014)年度)	72.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	51.7% (令和元(2019)年度) 【参考値】76.2% (平成26(2014)年度)	85.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	41.9% (平成26(2014)年度)	56.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	39.3% (令和元(2019)年度) 【参考値】47.7% (平成26(2014)年度)	63.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「観光によるまちづくりが進んでいる」と思う市民の割合	70.3% (平成26(2014)年度)	76.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～39歳の市民の割合	55.8% (令和元(2019)年度) 【参考値】75.6% (平成26(2014)年度)	83.0% (令和2(2020)年度)
厚木市民意識調査で「厚木市にずっと住み続けたい」又は「できれば住み続けたい」と回答した人の割合	72.1% (平成25(2013)年度)	80.0% (令和2(2020)年度)

(4) 主な取組

施策の方向性	1 豊かな自然環境との調和を図りつつ、機能的で利便性の高いまちづくりを進める。	
具体的な施策	① 中心市街地の都市機能の充実と商業の活性化	事業名<<所管部>>
➤ 本厚木駅周辺の自転車等駐車をバランスよく配置することで、より一層の利便性の向上を図るため、本厚木駅南部方面（旧厚木労働基準監督署跡地）に新たな自転車等駐車を整備します。	（仮称）旭町2丁目自転車等駐車場整備事業 <<協働安全部>>	
➤ 本厚木駅北口周辺地区及び駅前広場の都市機能更新に向けた取組を行います。	本厚木駅北口周辺整備事業 <<都市整備部>>	
➤ 家（第1の場所）と職場や学校（第2の場所）との間にある第3の場所を創出する「サードプレイス」をコンセプトに掲げ、六つの整備方針により交通機能の充実と新たな集客の核となる複合施設の整備を進めます。	中町第2-2地区周辺整備事業 <<都市整備部>>	
➤ 愛甲石田駅利用者の増加による交通環境などの課題を改善するため、駅北口広場及び周辺地区の計画的な整備を行い、交通結節点としての機能を強化するとともに副都市中心拠点として、ふさわしいまちづくりを目指します。	愛甲石田駅周辺整備事業 <<都市整備部>>	
➤ 本厚木駅南口地区において、交通結節点の機能強化を図るとともに、商業、業務、居住などの複合的な都市機能の整備を促進し、魅力ある駅周辺の顔づくりを目指します。	本厚木駅南口地区市街地再開発事業 <<都市整備部>>	
➤ アミューあつぎやバスセンターなどの主要施設と本厚木駅とを直接結ぶ動線となる地下道の活性化を図ります。	地下道活性化事業 <<政策部>>	
➤ 中心市街地 100ha 内の空き店舗に出店する事業者に対する家賃等の支援やあつぎ国際大道芸などの魅力あるイベントを開催するほか、事業者等が実施する各種事業を支援し、まちのにぎわい創出及び商業活性化を図ります。	市街地商業活性化事業 <<産業振興部>>	
➤ 今後の都市づくりの方向性や将来都市構造について検討し、「厚木市都市マスタープラン」の改定等を行うほか、総合都市交通に係る新たな計画及び立地適正化計画を策定します。	将来都市構造構築事業 <<まちづくり計画部>>	
➤ 商店会が協力して行う販路拡大のための事業や商店会連合会が実施する商業振興事業や後継者育成事業等に対し、補助金を交付します。	商業活動振興事業 <<産業振興部>>	
➤ 地域の総合経済団体である厚木商工会議所が実施する優良小売店舗表彰及び合同入社式・社員研修等の諸事業に対し、補助金を交付します。	商工業振興事業 <<産業振興部>>	
➤ 本厚木駅及び愛甲石田駅周辺にデジタルサイネージ（電子看板）を設置し、イベントや観光情報、市からのお知らせなどの情報を発信します。	デジタルサイネージ設置事業 <<市長室>>	
➤ 駅周辺や公共施設、店舗などで、容易にインターネットに接続できる公衆無線LAN環境を整備します。	公衆無線LAN整備事業 <<政策部>>	

具体的な施策	② 利便性の高い交通環境の充実	事業名《所管部》
➤ 国による用地取得が行われている市内の厚木秦野道路の事業化区間について、国の「用地国債先行取得制度」を活用し、事業推進に協力します。		厚木秦野道路用地取得事業 (用地国債) 【公共用地取得事業特別会計】 《道路部》
➤ 特に自転車利用者が多い地域や施設周辺を中心に、市内全域を対象として自転車走行空間の整備路線を選定し、自転車ネットワーク計画を策定します。		自転車走行空間整備事業 《道路部》
➤ 都市計画道路を整備し、安全で快適な市民生活を確保するとともに、交通渋滞の解消を図ります。		街路整備事業 《道路部》
➤ 都市計画道路の整備に必要な道路用地の買収及び物件移転補償を行います。		街路用地取得事業 《道路部》
➤ 令和2（2020）年度の厚木パーキングエリアスマートインターチェンジ供用開始に向け、整備を進めます。		スマートインターチェンジ整備事業 《道路部》
➤ スマートインターチェンジのアクセス道路となる相模川右岸堤防道路を再整備します。		スマートインターアクセス道路改修事業 《道路部》
➤ 地域の主要道路として、地域間の連続性、通行の円滑性及び安全性等の観点から計画的に拡幅改良を実施し、地域交通環境の有効な改善を図ります。		幹線市道新設改良事業 《道路部》
➤ 幹線市道、1・2級市道、一般生活道路の新設・拡幅などの道路改良事業に必要な道路用地の買収及び物件移転補償を行います。		道路整備用地取得事業 《道路部》
➤ 1・2級市道に係る歩行者の通行（通学路や公共施設周辺）の安全性向上に考慮し、計画的な歩道整備を推進します。特に、バリアフリーの視点から安全かつ円滑な歩道空間の確保に努めます。		歩道整備事業 《道路部》
➤ 通行の支障となっている交差点において、交通の円滑化を図るための交差点改良を行います。また、安全性を向上するため即効性の高い交差点の改良を実施します。		交差点等改良事業 《道路部》
➤ ノンステップバスの導入補助を行うほか、厚木市地域公共交通会議を開催し、バス車両等のバリアフリー化や地域の公共交通の確保・維持及び改善に関する協議を行います。		地域公共交通対策事業 《まちづくり計画部》
➤ 小田急多摩線については、相模原市、愛川町、清川村及び厚木市で組織する「小田急多摩線の延伸促進に関する連絡会」において調査研究を進め、要望等の活動を行います。また、相鉄線については、本厚木駅への延伸に向けて早期着工を図ることができるよう、鉄道事業者及び関係機関と調整を行います。		広域交通促進事業 《まちづくり計画部》
➤ 市の公共施設5か所に設置した急速充電器5基の維持管理を行うほか、電気自動車の充電インフラを設置する市内企業等に対し、補助金を交付します。		未来型グリーンモビリティ産業推進事業 《産業振興部》

具体的な施策	③ 市民の憩いや安らぎの場の創出	事業名《所管部》
➤	施設の老朽化や機能の低下、樹木により見通しが悪い公園を安心して過ごすことができる公園として改修するとともに、健康増進やバリアフリー化等の市民ニーズに対応した公園として整備します。	公園緑地整備事業 《都市整備部》
➤	緑のまつりを開催することにより、緑にふれあい、親しみながら緑の大切さの育成を行います。	緑を豊かにする事業 《都市整備部》
➤	「公園施設長寿命化計画」に基づき、急速な老朽化が見込まれる公園遊具を更新することで、利用者が安心して楽しく遊べる環境を整備します。	公園施設安心安全対策事業 《都市整備部》
➤	公園花壇の植栽及び育成管理をしているボランティア活動に対し、春・秋の2回にわたって草花の苗等を配布し、地域緑化を推進します。	花未来事業 《都市整備部》
➤	あつぎつつじの丘公園のつつじ等の適正な育成及び維持管理を行い、日本一のつつじの公園に育て上げるとともに、緑豊かな荻野運動公園拡張区域の植生管理やコミュニティガーデンの草花の育成を行い、市民や観光客に感動と安らぎを提供するほか、みどりの知識を深める講座を開催します。	みどりの育成事業 《都市整備部》
➤	市内の谷戸や水辺を再生し、多様な動植物の生育環境の再生・保全を図り、市民が自然観察や散策など、水辺と親しめる環境を整備します。	谷戸水辺再生事業 《都市整備部》
➤	恩曾川に整備された親水広場や善明川を活用し、近隣小学校の児童による環境学習を実施します。	水辺ふれあい創出事業 《都市整備部》
➤	河川堤防を歩行者空間として、市民の健康と交流を支えるみちづくりを推進します。	健康・交流のみちづくり事業 《道路部》

施策の方向性	2 「選ばれる都市」を目指し、あつぎの魅力を都市ブランドとして確立し、戦略的に全国に発信する。	
具体的な施策	① あつぎの魅力の発信力強化	事業名《所管部》
➤	「厚木市シティセールス推進指針」に基づき、本市の魅力となる地域資源や特性などを市内外へ情報発信するとともに、市民協働によるシティセールスの取組を推進します。	シティセールス推進事業 《産業振興部》
➤	「浜の活力再生プラン」に基づき、アユ資源の安定確保を図ります。	浜の活力再生プラン推進事業 《環境農政部》
➤	アユを活用した6次産業化等の取組を、関係行政機関や関係漁業団体等と連携して実施します。	
➤	若い世代で構成する組織を設置し、住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちづくりに向けた事業を検討・実施するとともに、あらゆる世代から選ばれる都市を目指し、あつぎの魅力を全国に発信します。	あつぎの魅力創造・交流事業 《政策部》

施策の方向性	3 20歳代を中心とした若い世代に対する市内企業への就職支援の充実と定住促進に取り組む。	
具体的な施策	① 就労支援の充実と市内企業情報の発信力強化	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内中小企業者等が販路拡大のために見本市、フェア及び展示会等に出展に要する費用の一部を補助します。 		中小企業活性化推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ロボット関連製品の開発・改良や市場展開に向けた取組を行う市内企業等に対し、ロボット製品の研究・開発費用の一部を補助します。 		ロボット産業推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 国の農業次世代人材投資資金制度を活用し、青年新規就農者に給付金を交付するとともに、就農後の営農定着を促進するための支度金を交付します。 		新規就農者支援事業 《環境農政部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種セミナーや講座を実施するとともに、各種相談事業を実施します。 ➤ 障がい者を常用雇用する中小企業者に対し、奨励交付金を交付します。 		就労対策事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 訓練校に対する支援として補助金を交付するとともに、技能職団体相互の連携と交流を図るため、活動に対する補助金を交付します。また、職人の技と伝統を伝え、若年者の職業選択の機会を拡大するため、市内外への広報活動を実施します。 		技能振興事業 《産業振興部》

具体的な施策	② 定住を促進するための支援の充実	事業名《所管部》
➤	市内の私立保育施設に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して保育士の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、保育士有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	保育士確保助成事業 《こども未来部》
➤	市内の私立幼稚園に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、幼稚園教諭有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	幼稚園教諭確保助成事業 《こども未来部》
➤	市内の事業所等に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して介護職の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、介護職有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	介護職人材確保支援事業 《福祉部》
➤	市内の医療機関に勤務する方に対し、奨学金を利用して看護職や歯科衛生士等の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入者及び看護職有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。	看護職等人材確保支援事業 《市民健康部》
➤	「厚木市空き家等対策計画」に基づき、地域住民の生活環境に影響を及ぼしている空き家の解体費や購入費の一部を補助するとともに、三世帯同居や近居に補助金を加算し、定住を促進します。	空き家等対策推進事業 《まちづくり計画部》
➤	耕作放棄地を農地に再生し、戦略作物等の作付けを行うことで農地の保全と農業経営の安定化を推進します。また、耕作放棄地を再生利用する新たな担い手の農業定着に向け、小麦・大豆等の生産における収益拡大と新たな加工食品の流通促進を図るほか、農業機械購入の一部を補助します。	耕作放棄地再生利用事業 《環境農政部》
➤	若い世代で構成する組織を設置し、住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちづくりに向けた事業を検討・実施するとともに、あらゆる世代から選ばれる都市を目指し、あつぎの魅力を全国に発信します。	あつぎの魅力創造・交流事業 《政策部》
➤	市内に居住する親世帯と近居又は同居するために市外から転入し、住宅を新築・購入又は増改築した方に対し、補助金を交付します。	定住促進住宅取得等支援事業 《まちづくり計画部》

施策の方向性	4 東京オリンピック・パラリンピックの開催を捉え、国内外に向けた情報発信力を強化するとともに、既存の観光資源の活用と新たな観光資源を創出する。	
具体的な施策	① 国内外からの観光客誘致の促進	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> 自治体間で連携した観光プロモーションを行うことにより、既存観光資源の魅力を高め、情報発信力の強化による誘客促進を図ります。 		広域連携観光推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 温泉やハイキングコースなど、本市の魅力をPRするイベントを実施するとともに、観光情報を紹介・宣伝するパンフレットや動画等を作成し、情報発信力を強化します。 		観光宣伝事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 国内外からの観光客誘致を促進するため、観光関連事業者に対し、受入環境整備に係る事業に対し、補助金を交付します。また、市内に滞在する外国人ビジネス客に対し、意向調査を実施します。 		インバウンド推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 産業と観光の振興を図るとともに、市民のふれあいを深めるため、あつぎ鮎まつりや、あつぎ飯山桜まつりなど、魅力ある観光イベントを開催します。 		観光行事推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 本市観光の推進主体である観光協会に対して補助金を交付し、観光情報の発信など、観光産業の振興を図ります。 		観光協会補助金 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 「厚木市観光振興条例」の実効性を高めるため、条例の運用状況の点検等を行います。また、本市の観光を取り巻く環境変化や国の動向を踏まえ、「厚木市観光振興計画」を改定します。 		観光振興条例推進事業 《産業振興部》【完了】
具体的な施策	② 観光地の魅力創出	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> 産業と観光の振興を図るとともに、市民のふれあいを深めるため、あつぎ鮎まつりや、あつぎ飯山桜まつりなど、魅力ある観光イベントを開催します。 		観光行事推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 飯山地区及び七沢地区の自然と温泉を活用した「健康づくり大学」や「森林セラピー体験」などを開催し、観光客の誘致を図ります。 		健康づくり村推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 飯山白山森林公園桜の広場を中心とするエリアについて、観光拠点としての機能強化に向けた計画を作ります。 		飯山白山森林公園桜の広場整備事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 地域団体と協働し、飯山地区及び七沢地区の観光資源の活性化を図ります。 		観光資源活性化事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> 飯山地区及び七沢地区を始めとする本市の観光資源等の維持補修を行い、観光地としての魅力の向上を図ります。 		観光施設維持補修事業 《産業振興部》
具体的な施策	③ オリンピック・パラリンピックのレガシーの創出	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に、荻野運動公園を練習会場として誘致するため、スポーツ施設のリニューアルを行い、利用者環境の充実を図ります。 		荻野運動公園スポーツ施設リニューアル事業 《都市整備部》【完了】
<ul style="list-style-type: none"> 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ誘致等を行い、本大会の成功に向けた協力及び支援を行います。 		オリンピック・パラリンピック支援推進事業 《政策部》






基本目標3

市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する
～あらゆる世代がいいきと生涯にわたり健康に暮らせるまちの実現～

(1) 現状・課題

- 本市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、人口減少を抑制し、一定の人口規模を維持するだけでなく、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）のバランスのとれた人口構成を確保することが重要です。
- 本市の老年人口（65歳以上）は、平成2（1990）年以降、急速に増加しており、平成27（2015）年は51,432人、人口総数の22.9%となっており、超高齢社会^{※17}に突入しています。
- 市民の健康に対する意識の向上と健康の保持増進を図り、誰もが生涯にわたり健康に暮らすことができるまちづくりに継続的に取り組む必要があります。
- 市民生活における安心・安全の向上と防災・減災対策の充実・強化を図り、誰もが安心して安全に暮らすことができるまちづくりに取り組む必要があります。さらに、セーフコミュニティ認証都市として、安心・安全なまちを全国に発信する取組が必要です。

(2) 施策の方向性・具体的な施策

施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 市民の健康保持増進を図るとともに、学ぶ場と活躍の場を創出する。	 	① 市民の健康保持増進 ② 市民の学ぶ場と活躍の場の創出
2 防災・減災対策を充実・強化するとともに、市民生活における安心・安全の向上を図る。	  	① 防災・減災対策の充実・強化 ② 市民生活における安心・安全の向上

(3) 重要業績評価指標（KPI）^{※18}

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
刑法犯認知件数	2,622件 (平成25(2013)年)	2,000件 (令和2(2020)年)
市民満足度「予防医療の観点から健康づくりが推進されている」と思う市民の割合	72.2% (平成26(2014)年度)	76.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「高齢者が安心していきいきと生活できる環境づくりが推進されている」と思う市民の割合	51.3% (平成26(2014)年度)	56.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「生涯学習活動が推進されている」と思う市民の割合	51.2% (平成26(2014)年度)	57.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「災害に強いまちづくりが推進されている」と思う市民の割合	65.9% (平成26(2014)年度)	75.0% (令和2(2020)年度)

※17 総人口に対して老年人口の占める割合が21%を超えた社会

※18 19 ページ参照

重要業績評価指標（KPI）	現状値	目標値
市民満足度「消防・救急体制が充実している」と思う市民の割合	69.5% (平成26(2014)年度)	74.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「安心して安全に暮らせるまちづくりが推進されている」と思う市民の割合	66.0% (平成26(2014)年度)	71.0% (令和2(2020)年度)

(4) 主な取組

施策の方向性	1 市民の健康保持増進を図るとともに、学ぶ場と活躍の場を創出する。	
具体的な施策	① 市民の健康保持増進	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者等が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します。 		包括的支援事業（在宅医療・介護連携推進事業）【介護保険事業特別会計】 《福祉部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「公共施設最適化基本計画」等に基づき、総合福祉センターを（仮称）保健福祉センターとして再整備し、施設機能の充実と長寿命化を図ります。 		（仮称）保健福祉センター整備事業 《福祉部》【完了】
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 日常生活で運動する機会の少ない障がい者、障がい児及び高齢者を対象に、水浴訓練室の開放、健康づくり教室、団体貸切及び児童発達支援事業ひよこ園プール保育活動を実施します。 		健康スイミング事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ がん検診、健康診査、歯科健診等の検診事業、健康教育、健康相談、訪問指導等の健康増進事業及びいのちのサポート相談等の自殺対策事業を実施します。 		健康増進事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予防接種法に基づく子どもの定期予防接種を実施するとともに、任意予防接種の費用を助成します。 		子ども予防事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種及び肺炎球菌ワクチン予防接種を実施します。 		予防事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康あつぎ推進リーダーの養成や食育推進事業など、健康増進と食育推進を図る各種事業を実施します。 ➤ 各種健診事業の受診者や健康増進事業等の参加者にポイントを付与し、特典を贈呈する「あゆコロちゃんGENKIポイント」を推進します。 		健康づくり事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 健康見える化コーナーにおいて、利用者自身による各種健康機器を使った継続的な健康度チェックを可能にするとともに、専門職による健康に関する相談又は助言を行います。 		未病施策事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 公益財団法人厚木市スポーツ協会が行うスポーツ推進事業に要する経費に対し、補助金を交付します。 ➤ 幼児から高齢者まで幅広い世代の体力向上や健康増進を図る事業を行います。 		市民スポーツ推進事業 《社会教育部》

具体的な施策	② 市民の学ぶ場と活躍の場の創出	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者の就業機会の拡大を図るシルバー人材センターの運営費を補助します。 ➤ 関係機関の連携を強化し、高齢者の多様な就労ニーズに対応した仕組みを構築します。 		高齢者生きがい就労事業 《福祉部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 高齢者の生きがい対策等を推進している老人クラブ連合会の運営費を補助します。 		老人クラブ指導育成事業 《市民健康部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各公民館において各種学級・講座を開設するとともに、文化振興事業、公民館まつり事業、コミュニティ推進事業及びスポーツ・レクリエーション推進事業を実施します。 		公民館活動事業 《社会教育部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 輝き厚木塾及びリカレント学習推進事業を実施するとともに、生涯学習に関する情報を発信します。 		生涯学習振興事業 《協働安全部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内5大学との包括協定に基づき、各大学の特徴をいかした教養科目、市の概要や施策等を学ぶ協働科目、市内企業から先端技術や情報等を学ぶ企業科目のほか、教養科目受講者を対象に、学んだ知識を活用して市民活動を始めるための実践科目を実施します。 		あつぎ協働大学開設事業 《協働安全部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 幼い頃からの読書習慣や絵本を通じて親子のふれあいを深めることの重要性を周知するブックスタート事業を実施します。 ➤ 「読書大好きあつぎっ子」の育成のため、家庭における読書の啓発やきっかけづくりを図ります。 		子ども読書活動推進事業 《社会教育部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市民文化祭、市民芸術祭、野外彫刻造形展及びミュージックフェスティバルを実施することにより、市民による多様な文化芸術活動を推進します。 		あつぎ市民芸術文化祭開催事業 《協働安全部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 郷土芸能まつりや郷土芸能普及公演など、郷土芸能の鑑賞の場を数多く提供するとともに、後継者育成のための体験講座や郷土芸能学校を開催します。 		郷土芸能事業 《社会教育部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 歴史、民俗、自然に関する資料を収集し、これらの調査研究の成果を後世に残すとともに、展示会や講座などにおいて市民に公開します。 		郷土博物館活動推進事業 《社会教育部》

施策の方向性	2 防災・減災対策を充実・強化するとともに、市民生活における安心・安全の向上を図る。	
具体的な施策	① 防災・減災対策の充実・強化	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 県による崩壊対策工事の対象外地域において、急傾斜地等の崩壊から市民の生命、財産を守るため、崩壊防止対策工事費等の一部を助成します。 		急傾斜地安全対策事業 《市長室》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 土砂災害警戒区域内に立地する避難所を安全な施設として整備するための調査・工事等を行います。 		指定避難所等安全対策事業 《市長室》【完了】

<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策本部を置く本庁舎が浸水した場合にも対応できるよう、電源供給経路等を見直します。 ➤ 本庁舎の機能が停止した際に災害対策本部を置くぼうさいの丘公園の防災設備等の改修を行います。 	<p>災害対策本部機能強化事業 ≪市長室≫【完了】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 準用河川において、近年の計画降雨を上回る豪雨による洪水の浸水被害が予測されるため、洪水に対する浸水想定区域図を作成するほか、準用河川の状況を常時監視するカメラを設置します。 	<p>準用河川安全対策事業 ≪都市整備部≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害時の一時的な避難場所となる市内の公園に、トイレ、かまど、収納機能を持つ防災用ベンチを整備します。 	<p>防災用ベンチ整備事業 ≪都市整備部≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 防災行政無線を補完する新型防災ラジオの購入を希望する市民に対し、計画的に新型防災ラジオの有償配布を行います。 	<p>新型防災ラジオ整備事業 ≪市長室≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに、「災害に強いまちづくり」を実現するため、「地域防災計画」を多様化する災害に的確に対応できる計画として改訂します。 ➤ 浸水の区域や程度、避難所等を掲載した洪水ハザードマップを作成し、全戸配布を行います。 	<p>地域防災計画改定事業 ≪市長室≫【完了】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、近年頻発する災害に対応できる地区別防災マップを作成します。 	<p>地区別防災マップ作成事業 ≪市長室≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模災害時における市民生活の迅速な復旧を支援するため、被災者支援システムを構築します。 	<p>被災者支援システム整備事業 ≪市長室≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 大規模災害発生時における被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を保護するため、震度分布図、液状化分布図、最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布します。 	<p>オールハザードマップ等作成事業 ≪市長室≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ あらゆる自然災害における最悪な事態を避けるため、事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施する国土強靱化地域計画を策定します。 	<p>国土強靱化地域計画作成事業 ≪市長室≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 都市再生緊急整備地域内の一時滞在施設となる民間事業者が帰宅困難者等の安全を確保するために整備する事業に対し、補助金を交付します。 	<p>防災対策強化事業 ≪市長室≫【完了】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害現場で活動する消防団員の活動環境の充実を図るため、装備品等を整備します。 ➤ 消防活動を後方から支援する厚木市大規模災害サポート隊の拡充を図ります。 	<p>消防団活性化事業 ≪消防本部≫</p>
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 消防庁舎の機能維持のため、施設の整備及び改修を行います。 	<p>消防庁舎整備事業 ≪消防本部≫</p>

具体的な施策	② 市民生活における安心・安全の向上	事業名《所管部》
➤	市民生活における様々な悩みや問題を解決に導くため、市民相談員と市職員が相談に応じる一般相談のほか、弁護士や税理士などの専門家の相談員による特別相談を実施します。	市民相談事業 《協働安全部》
➤	「誰もがいつまでも安心・安全で健康に暮らせるまち」を目指し、市民や行政などが協働して事故やけがの予防対策に取り組み、セーフコミュニティ活動を推進します。	セーフコミュニティ推進事業 《協働安全部》
➤	地域の安心・安全に関する課題抽出や対策の検討などを行うワークショップ及び地域の危険箇所等を点検する地域安全マップの作成等を支援します。	地域セーフコミュニティ活動推進事業 《協働安全部》
➤	防犯意識の向上を図るため、啓発看板の設置や防犯啓発キャンペーンを実施するとともに、市民安全指導員によるパトロールなどを実施します。	防犯対策事業 《協働安全部》
➤	振り込め詐欺等から、市民の財産を守るため、広報啓発活動を実施します。	安心・安全対策整備事業 《協働安全部》
➤	見守りシステム（防犯カメラ）の管理運営を行うことにより、歩行者への心理的安心感を確保し、体感治安の向上を図ります。	安心・安全対策整備事業 《協働安全部》
➤	客引き行為等指導員による駐留やパトロールを実施するとともに、自治会、商店街及び警察等との協働による環境浄化パトロール活動を実施し、本厚木駅周辺における体感治安の向上及び犯罪の未然防止を図ります。	本厚木駅周辺環境浄化対策事業 《協働安全部》
➤	市内15地区の主要道路に監視所を設置し、交通安全の啓発及び交通指導を実施するとともに、交通安全教育及び交通安全指導者の育成などを推進します。また、交通関係団体が実施する交通安全啓発活動等を支援します。	交通安全対策事業 《協働安全部》
➤	幼児、児童・生徒及び高齢者を対象に、ヘルメット購入費用の一部を助成します。	交通安全普及促進事業 《協働安全部》
➤	一定の要件を満たす方に、幼児2人同乗用自転車の購入費の一部を助成します。	交通安全普及促進事業 《協働安全部》
➤	放置自転車の指導啓発・整理業務、保管場所の維持管理、移動保管料の徴収及び移動作業業務を実施します。	放置自転車対策事業 《協働安全部》
➤	消費者トラブルに巻き込まれた方に対し、早期解決に向けた助言を行うとともに、被害の未然防止を図るため、啓発活動を実施します。	消費生活相談・消費者意識啓発事業 《協働安全部》
➤	振り込め詐欺、悪徳セールス、架空請求、アポイント電話等の被害から、市民の財産を守るため、録音機能付き電話機等の購入費の一部を補助します。	振り込め詐欺等防止装置購入費補助事業 《協働安全部》
➤	児童・生徒の登下校時における安全を確保するため、防犯ブザーを配布するとともに、学童通学誘導員を配置します。	児童・生徒登下校等安全推進事業 《学校教育部》
➤	商店会が所有する街路灯に、犯罪の抑止力につながる防犯カメラを設置する際に必要な費用の一部を補助します。	市街地商業活性化事業 《産業振興部》

基本目標4






人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する

～将来にわたって持続可能なまちの実現～

(1) 現状・課題

- 第5次行政改革では、「スリム化した組織の実現」として、委託化の推進や事務の見直しなどを行うことにより職員の削減を進めてきました。また、「市民との協働の推進」として、市民協働推進条例など10の条例を制定し、市民参加によるまちづくりを推進してきました。こうした取組の結果、日本経済新聞社が平成25(2013)年に実施した経営革新度調査で全国1位と評価されました。
- 人口減少は、市税収入の減少や公共施設の維持管理、市民サービスにも影響を及ぼすことが懸念されます。
- 少子高齢化の進展に伴い、社会保障費の更なる増加は避けられず、引き続き、市の財政に影響を及ぼすことが予測されます。
- 昭和40年代から50年代の急激な人口増加時代に整備された公共施設の老朽化が課題となることから、施設の長寿命化や再配置を計画的に進める必要があります。
- 近隣市町村と共通する行政課題の解決に向け、自治体相互が連携して、それぞれの特性をいかした機能分担を推進し、市民サービスの向上を図ることが必要です。
- 今後、より良い本市の未来を築くためには、これまで実施してきた改革を継続しながらも、中長期的な経営戦略に主眼を置き、時代の変化に的確に対応できる体制を整えることが重要です。

(2) 施策の方向性・具体的な施策

施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 人口減少を見据えた強い財政、強い組織をつくるとともに、市民協働の更なる推進を図る。	 	① 積極的な財源の確保と資産の適切な管理・運用 ② 庁内組織体制の最適化と職員の人材育成の推進 ③ 市民協働の更なる推進
2 公共施設最適化基本計画に基づく公共施設の最適化を図る。		① 公共施設の適正配置の推進
3 広域的な課題解決や効率的な行政運営を図るため、都市間連携を更に推進する。	 	① 都市間連携の推進

(3) 重要業績評価指標 (KPI) ※19

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
市民対話等要望対応率	78.6% (平成 21~25 (2009~2013) 年度の平均値)	81.0% (令和 2 (2020) 年度)
都市間連携の実施件数	44 件 (平成 25 (2013) 年度)	50 件 (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「行財政運営が効率的に行われている」と思う市民の割合	46.9% (平成 26 (2014) 年度)	55.0% (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「市民協働による行政運営が推進されている」と思う市民の割合	42.1% (平成 26 (2014) 年度)	57.0% (令和 2 (2020) 年度)
市民満足度「都市間の連携が推進されている」と思う市民の割合	48.4% (平成 26 (2014) 年度)	55.0% (令和 2 (2020) 年度)

(4) 主な取組

施策の方向性	1 人口減少を見据えた強い財政、強い組織をつくるとともに、市民協働の更なる推進を図る。	
具体的な施策	① 積極的な財源の確保と資産の適切な管理・運用	事業名《所管部》
➤ 更なる業務の効率化や生産性の向上を図り、これまで以上に質の高い行政サービスを提供するため、ソフトウェア上のロボットにより業務工程を自動化する仕組みである RPA などの新技術を導入します。		行政改革推進事業 《政策部》
➤ 予算削減や財源確保の努力を評価する仕組みを研究するとともに、事業見直しに資する新たな仕組みを検討し、事業のスクラップ・アンド・ビルドや事業内容の見直しを積極的に行います。		事業の積極的な見直し 《政策部》
➤ ふるさと納税の活用、広告掲載事業の推進及び国庫等補助金の確保等により、特定財源を積極的に確保します。		特定財源の確保 《政策部、財務部、関係部》
➤ 不特定多数からの事業への応援や賛同により費用を確保するクラウドファンディングを活用した事業を実施します。		クラウドファンディングの活用 《政策部》【完了】
➤ 債権回収業務のノウハウの共有、関係課の連携強化、国民健康保険料と市税収納一元化に向けた検討及び市税収納率向上のための研究を行い、市債権を確実に収納します。		市債権の収納強化 《政策部、財務部、関係部》
具体的な施策	② 庁内組織体制の最適化と職員の人材育成の推進	事業名《所管部》
➤ 将来の職員の年齢構成、男女比を最適化するとともに、技術職のノウハウの伝承が適切に行われるよう、将来の職員構成を想定した定員管理計画を策定します。		職員定員管理計画の策定 《政策部、総務部》
➤ 「厚木市人材育成基本方針」に基づき、「風通しの良い職場」「キャリアプラン」「意識向上」「人事管理」「人材確保」「能力開発」の六つの視点から人材育成に取り組みます。		人材育成基本方針に基づいた取組の推進 《政策部、総務部》

※19 19 ページ参照

具体的な施策	③ 市民協働の更なる推進	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 15地区地域づくり推進委員会の活動を支援するための補助金を交付するとともに、「厚木市自治基本条例」に規定する地区市民自治推進組織としての活性化を図るための取組を支援します。 ➤ 啓発物品の配布のほか、各種事業に都市宣言の趣旨を反映させる活動などを通じて、あつぎ市民ふれあい都市宣言の普及啓発を図ります。 		コミュニティ推進事業 《協働安全部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「厚木市市民協働推進条例」に基づき、市民協働事業提案制度を始めとする各種施策を推進します。 		市民協働推進事業 《協働安全部》

施策の方向性	2 公共施設最適化基本計画に基づく公共施設の最適化を図る。	
具体的な施策	① 公共施設の適正配置の推進	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「厚木市公共施設最適化基本計画」に基づき、施設の設置目的や利用状況などを考慮しながら、公共施設のより効率的かつ効果的な維持管理・運営及び適正配置を推進します。 		公共施設最適化推進事業 《政策部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 庁舎の老朽化、分散化、狭あい化の解消や災害対応力の強化を図るため、新庁舎の建設を進めます。 		庁舎再編等推進事業 《政策部》

施策の方向性	3 広域的な課題解決や効率的な行政運営を図るため、都市間連携を更に推進する。	
具体的な施策	① 都市間連携の推進	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自治体間で連携した観光プロモーションを行うことにより、既存観光資源の魅力を高め、情報発信力の強化による誘客促進を図ります。 		広域連携観光推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 近隣市町村と共通する行政課題の解決に向けた調査・研究を行います。 		広域都市連携推進事業 《政策部》






基本目標5

働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする
 ～働く場を確保し、安定して働くことのできるまちの実現～

(1) 現状・課題

- 本市の特徴の一つとして、昭和 55 (1980) 年以降、一貫して昼間人口が常住人口を上回っており、平成 27 (2015) 年の昼夜間人口比率 (115.6%) は、全国 815 市区中 16 位、(県内 1 位) となっています。
- 本市に常住する就業者(市内に住んで働いている人)のうち、自市内の就業率は 59.6%と、近隣市で最も高くなっています。
- 本市は、自市内就業率が高く、また、周辺から本市に働きに来る人も多いことから、企業誘致や市内企業の活性化などにより、働く場を確保し、今後も本市の特性を維持していくことが重要です。
- 定住促進を図るためには、子育て、まちづくり施策の充実のみならず、働く場を確保するとともに、市外からの通勤者の本市への移住を促進し、生産年齢人口 (15～64 歳) の増加につなげていく必要があります。

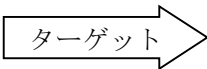
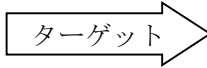
(2) 施策の方向性・具体的な施策

施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する。	  	① 新たな産業拠点の創出 ② 企業誘致の推進
2 中小企業の正規雇用拡大、労働生産性の向上、円滑な事業承継を支援する。	 	① 企業活動の活性化に向けた支援の充実

(3) 重要業績評価指標 (KPI) ※20

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
事業所数	9,994 事業所 (平成 26 (2014) 年)	10,600 事業所 (令和 2 (2020) 年)
就業者数	150,242 人 (平成 26 (2014) 年)	159,300 人 (令和 2 (2020) 年)
卸売業・小売業の年間販売額	9,046 億円 (平成 24 (2012) 年)	10,038 億円 (令和 2 (2020) 年)
市民満足度「計画的な土地利用による魅力的な拠点づくりが進んでいる」と思う市民の割合	36.1% (平成 26 (2014) 年度)	55.0% (令和 2 (2020) 年度)
 ターゲット → 18～69 歳の市民の割合	33.9% (令和元 (2019) 年度) 【参考値】 37.3% (平成 26 (2014) 年度)	59.0% (令和 2 (2020) 年度)

※20 19 ページ参照

重要業績評価指標 (KPI)	現状値	目標値
市民満足度「地域経済の活性化が図られている」と思う市民の割合	45.9% (平成26(2014)年度)	55.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～69歳の市民の割合	43.9% (令和元(2019)年度) 【参考値】48.5% (平成26(2014)年度)	60.0% (令和2(2020)年度)
市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	37.4% (令和元(2019)年度)	56.0% (令和2(2020)年度)
 ターゲット 18～69歳の市民の割合	38.5% (令和元(2019)年度)	63.0% (令和2(2020)年度)

(4) 主な取組

施策の方向性	1 地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する。	
具体的な施策	① 新たな産業拠点の創出	事業名《所管部》
▶ 計画的かつ充実した都市基盤整備を目指し、産業用地を創出するため、土地区画整理の事業化を推進します。		土地区画整理推進事業 《都市整備部》
▶ 酒井土地区画整理事業の施行を促進するため、酒井土地区画整理組合に対する指導、助言及び支援に努め、計画的かつ充実した都市基盤を形成します。また、施行地区周辺の道路・水路の整備に向けた準備を進めます。		酒井土地区画整理推進事業 《都市整備部》
▶ 森の里東土地区画整理事業の施行を促進するため、森の里東土地区画整理組合に対する指導、助言及び支援に努めるとともに、施行地区周辺の必要な都市基盤整備を市で施行し、計画的かつ充実した都市基盤を形成します。		森の里東土地区画整理推進事業 《都市整備部》
▶ 今後の都市づくりの方向性や将来都市構造について検討し、「厚木市都市マスタープラン」の改定等を行うほか、総合都市交通に係る新たな計画及び立地適正化計画を策定します。		将来都市構造構築事業 《まちづくり計画部》
具体的な施策	② 企業誘致の推進	事業名《所管部》
▶ 中心市街地 100ha 内の空き店舗に出店する事業者に対して家賃等の支援を行い、空き店舗の利用促進を図ります。		市街地商業活性化事業 《産業振興部》
▶ 「厚木市企業等の立地促進等に関する条例」の適用を受けた企業等に対し、一定の要件のもと奨励金を交付します。		企業立地元気アップサポート事業 《産業振興部》

施策の方向性	2 中小企業の正規雇用拡大、労働生産性の向上、円滑な事業承継を支援する。	
具体的な施策	① 企業活動の活性化に向けた支援の充実	事業名《所管部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新規開業のために必要な資金の融資を受けた市内創業者に対し、利子補給を行います。 ➤ 開業手続きの実務や事業計画作成について学ぶ「あつぎ起業スクール」を開催します。 		ビジネスチャレンジャー支援事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域の総合経済団体である厚木商工会議所が実施する優良小売店舗表彰及び合同入社式・社員研修等の諸事業に対し、補助金を交付します。 ➤ 地域経済の活性化を図るための指針である「厚木市産業マスタープラン」について、経済状況の変化や法令等の整備を踏まえ、産業振興施策の柱となる計画として策定します。 		商工業振興事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 製造業を営む市内中小企業者及び小規模企業者が設備投資に要した費用の一部を補助します。 ➤ 市内中小企業者等が、特許等を取得する際に係る費用の一部を補助します。 		中小企業イノベーション支援事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 特定金融機関に一定の資金を無利子で預託し、中小企業者に低利な融資を行うことで、資金の円滑化及び健全な経営の促進を図ります。 		中小企業事業資金融資事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内製造業に対し、職員と中小企業診断士等の専門家による巡回訪問を実施します。 ➤ 市内中小企業者等が販路拡大のために見本市、フェア及び展示会等の出展に要する費用の一部を補助します。 ➤ 市内中小企業者等が県内及び都内の大学との共同研究を実施する際に要する費用の一部を補助します。 		中小企業活性化推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ ロボット関連製品の開発・改良や市場展開に向けた取組を行う市内企業等に対し、ロボット製品の研究・開発費用の一部を補助します。 		ロボット産業推進事業 《産業振興部》
<ul style="list-style-type: none"> ➤ 訓練校に対する支援として補助金を交付するとともに、技能職団体相互の連携と交流を深めるため、活動に対する補助金を交付します。また、職人の技と伝統を伝え、若年者の職業選択の機会を拡大するため、市内外への広報活動を実施します。 		技能振興事業 《産業振興部》

第4章 推進体制と効果検証

1 推進体制

- 庁内に設置した「まち・ひと・しごと創生総合戦略本部（本部長：市長）」を中心に、全庁を挙げて施策を展開するとともに、基本方針に基づき、市民、地域、団体、企業、議会及び行政が一体となり、市の総力を挙げて厚木市総合戦略に基づく取組を推進します。

2 効果検証

- 厚木市総合戦略の数値目標を達成するため、実施した施策・事業の効果の検証と改善を図るP D C A（計画策定（Plan）、推進（Do）、評価（Check）、改善（Action））サイクルを確立します。
- 評価に当たっては、施策ごとに重要業績評価指標（K P I）を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善等を行います。
- また、厚木市総合戦略の進捗管理は毎年度行うものとし、厚木市総合戦略の策定に当たって組織した、市民、産業界、行政機関、大学、金融機関及びメディア等の関係者で構成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略会議」から引き続き意見をいただきながら、厚木市総合戦略の検証を行っていきます。

参考資料

- 1 厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の見直しについて ————— 52
- 2 「具体的な施策」へ位置付ける新規事業 ————— 61

厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略の見直しについて

1 見直しの目的

厚木市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）は、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度までの5年間における人口減少を克服するための施策の基本的方向性を取りまとめた計画であり、「あつぎ元気プラン」の個別計画として位置付けています。

令和元（2019）年度に総合戦略の対象期間が終了となりますが、現在策定を進めている次期総合計画との計画年度を含めた整合性を確保するため、総合戦略の対象期間を延長するとともに、施策横断的な目標の追加やSDG s（持続可能な開発目標）との関連付けのほか、重要業績評価指標（以下「KPI」という。）の追加・見直し、平成30年3月の改定以降の新規事業を位置付けるものです。

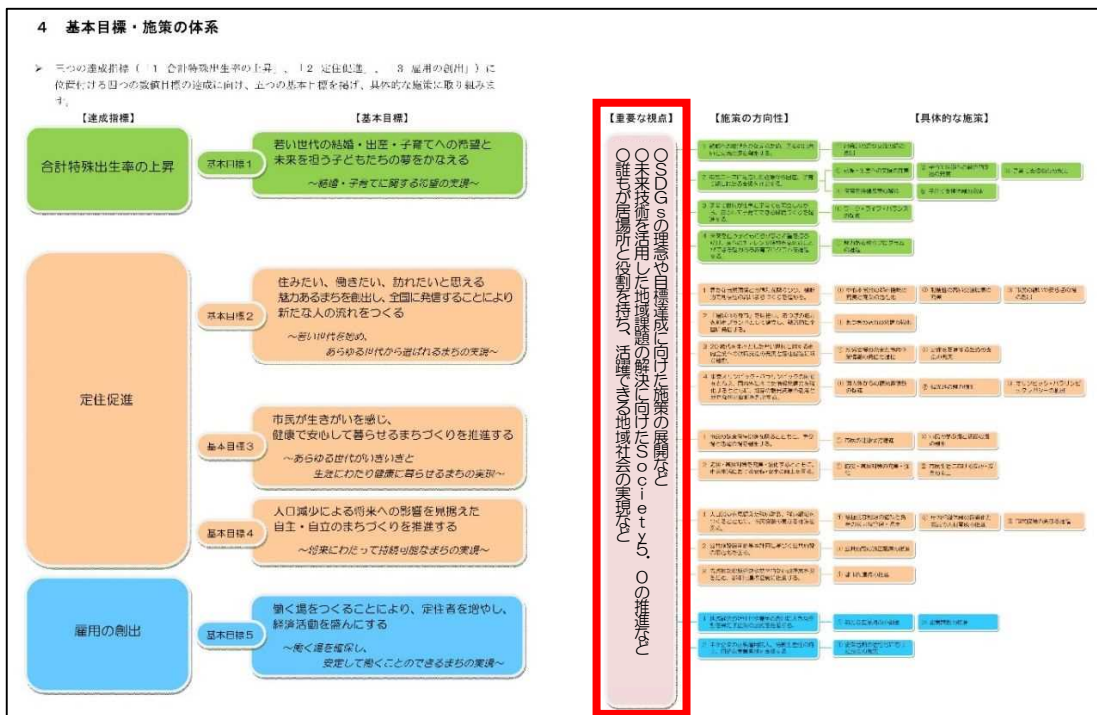
2 見直しの内容

(1) 対象期間の延長

令和3年度からスタートする次期総合計画との計画年度を含めた整合性を確保するため、現在の総合戦略の対象期間を1年間延長し、令和2（2020）年度までとするものです。

(2) 基本目標・施策の体系に重要な視点を追加

国の第2期総合戦略を踏まえ、施策横断的な目標として、「SDG s の理念や目標達成に向けた施策の展開」や「未来技術を活用した地域課題の解決に向けた Society5.0 の推進」などを重要な視点として位置付けるものです。



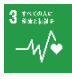



※14・15 ページ参照






(3) 施策の方向性にSDGsとの関連を追加






施策の体系に重要な視点として、「SDGsの理念や目標達成に向けた施策の展開など」を新たに設定したことに伴い、各基本目標における施策の方向性がSDGsの17の目標のうち、どの目標と関係しているのかを示します。

基本目標	1 若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる		
	施策の方向性	SDGs	具体的な施策
	1 結婚への希望をかなえるため、男女の出会いと交流の場を創出する。		① 出会いの場や交流の場の創出
	2 市民ニーズに対応した妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する。	  	① 妊娠・出産への支援の充実 ② 子育て世帯への経済的支援の充実 ③ 子育て支援拠点の充実 ④ 保育所待機児童の解消 ⑤ 子育て支援体制の充実
	3 子育て世代が仕事と子育てを両立しながら、安心して子育てできる環境づくりを促進する。	 	① ワーク・ライフ・バランスの促進
	4 未来を担う子どもたちが夢と希望を持ち続け、夢へのチャレンジ精神を高めることができる魅力ある教育プログラムを推進する。		① 魅力ある教育プログラムの推進

基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる		
	施策の方向性	SDGs	具体的な施策
	1 豊かな自然環境との調和を図りつつ、機能的で利便性の高いまちづくりを進める。	   	① 中心市街地の都市機能の充実と商業の活性化 ② 利便性の高い交通環境の充実 ③ 市民の憩いや安らぎの場の創出
	2 「選ばれる都市」を目指し、あつぎの魅力を都市ブランドとして確立し、戦略的に全国に発信する。		① あつぎの魅力の発信力強化
	3 20歳代を中心とした若い世代に対する市内企業への就職支援の充実と定住促進に取り組む。	  	① 就労支援の充実と市内企業情報の発信力強化 ② 定住を促進するための支援の充実
	4 東京オリンピック・パラリンピックの開催をとらえ、国内外に向けた情報発信力を強化するとともに、既存の観光資源の活用と新たな観光資源を創出する。	  	① 国内外からの観光客誘致の促進 ② 観光地の魅力創出 ③ オリンピック・パラリンピックレガシーの創出

基本目標	3 市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する	
施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 市民の健康保持増進を図るとともに、学ぶ場と活躍の場を創出する。	 	① 市民の健康保持増進 ② 市民の学ぶ場と活躍の場の創出
2 防災・減災対策を充実・強化するとともに、市民生活における安心・安全の向上を図る。	  	① 防災・減災対策の充実・強化 ② 市民生活における安心・安全の向上

基本目標	4 人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する	
施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 人口減少を見据えた強い財政、強い組織をつくとともに、市民協働の更なる推進を図る。	 	① 積極的な財源の確保と資産の適切な管理・運用 ② 庁内組織体制の最適化と職員の人材育成の推進 ③ 市民協働の更なる推進
2 公共施設最適化基本計画に基づく公共施設の最適化を図る。		① 公共施設の適正配置の推進
3 広域的な課題解決や効率的な行政運営を図るため、都市間連携を更に推進する。	 	① 都市間連携の推進

基本目標	5 働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする	
施策の方向性	SDGs	具体的な施策
1 地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する。	  	① 新たな産業拠点の創出 ② 企業誘致の推進
2 中小企業の正規雇用拡大、労働生産性の向上、円滑な事業承継を支援する。	 	① 企業活動の活性化に向けた支援の充実

【参考】SDGsの17の目標

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1〔貧困〕 あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる。</p>	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10〔不平等〕 国内及び各国家間の不平等を是正する。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2〔飢餓〕 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する。</p>	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11〔持続可能な都市〕 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3〔保健〕 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。</p>	 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12〔持続可能な消費と生産〕 持続可能な消費生産形態を確保する。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4〔教育〕 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。</p>	 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13〔気候変動〕 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5〔ジェンダー〕 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。</p>	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14〔海洋資源〕 持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6〔水・衛生〕 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。</p>	 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15〔陸上資源〕 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7〔エネルギー〕 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。</p>	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16〔平和〕 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8〔経済成長と雇用〕 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。</p>	 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17〔実施手段〕 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9〔インフラ、産業化、イノベーション〕 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。</p>	<p>出典：外務省「持続可能な開発のための2030アジェンダと日本の取組」</p>	

(4) 達成指標・数値目標の変更

本市が目指す人口の将来展望の実現に向け、本市の現状を踏まえて設定している達成指標・数値目標について、厚木市総合戦略の対象期間を延長することに伴い、次のとおり変更するものです。

ア 合計特殊出生率の上昇

合計特殊出生率は、人口ビジョンにおいて、2020年に1.42とすることを目標としているため、現行と同じ1.42とするものです。

イ 定住促進

20歳代の転出超過数は、人口ビジョンにおける算出割合に基づき、81人とするものです。

ウ 雇用の創出

事業所数は、年間約100事業所ずつ増えていく設定としているため、その増加数を踏襲し、10,600事業所とするものです。

就業者数は、年間約1,500人ずつ増えていく設定としているため、その増加数を踏襲し、159,300人とするものです。

(5) KPIの見直し

ア 目標値の変更

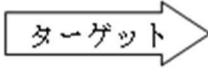
各目標値のうち、「あつぎ元気プラン」の代表となる指標や市民満足度、実施計画事業の目標値を設定しているKPIについては、「あつぎ元気プラン」において、令和2年度まで目標値を設定していることから、その目標値に変更するものです。それ以外の目標値については、それぞれの算出根拠に基づき設定するものです。

イ KPIの新規設定【2指標】

重点項目に「20歳代の定住促進と転出抑制を図る。」を位置付け、施策を展開してきた成果もあり、20歳代の転出超過数は、毎年度目標を達成していますが、近年、30～34歳についても転出超過となっており、30歳代の転出者数が20歳代の転出者数を上回る年もあります。そのため、30歳代の転出超過数の抑制についても、重点的に取り組む必要があると考え、基本目標2のKPIに「30歳代の転出超過数」を新たに設定するものです。

また、基本目標5の具体的な施策に位置付けている「新たな産業拠点の創出」「企業誘致の推進」「企業活動の活性化に向けた支援の充実」の取組が就業者に的確に届いているのかを検証するため、KPIに「市民満足度『就労・雇用環境の改善が図られている』」と思う市民の割合」を新たに設定するものです。

1	達成指標	2 定住促進		
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる		
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)
		30歳代の転出超過数	人	216

2	達成指標	3 雇用の創出			
	基本目標	5 働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	%	56.0	
		 ターゲット	18~69歳の市民の割合	%	62.0

ウ 補助指標（ターゲット）の追加【12 指標】

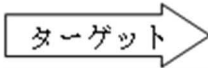
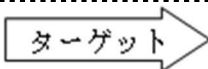
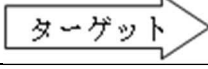
KPIとして設定している市民満足度のうち、特定の年代を主対象とした施策については、各施策が狙っているメインの年代層に施策の効果が的確に届いているのかを検証するため、その年代層の満足度をターゲットとして位置付けるものです。

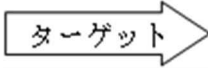
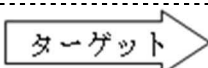
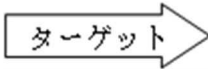
基本目標1については、合計特殊出生率の上昇に重点を置いていることから、18~49歳の満足度を設定するものです。

基本目標2については、20歳代及び30歳代の定住促進に重点を置いていることから、18~39歳の満足度を設定するものです。

基本目標5については、雇用に重点を置いていることから、生産年齢人口を考慮し、18~69歳の満足度を設定するものです。

1	達成指標	1 合計特殊出生率の上昇			
	基本目標	1 若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「子育て環境が充実している」と思う市民の割合	%	60.0	
		 ターゲット	18~49歳の市民の割合	%	71.0
2	達成指標	1 合計特殊出生率の上昇			
	基本目標	1 若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	%	56.0	
		 ターゲット	18~49歳の市民の割合	%	63.0

3	達成指標	1 合計特殊出生率の上昇			
	基本目標	1 若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「学校教育が充実している」と思う市民の割合	%	58.0	
		 ターゲット	18~49歳の市民の割合	%	64.0
4	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「中心市街地の魅力や利便性が向上している」と思う市民の割合	%	56.0	
		 ターゲット	18~39歳の市民の割合	%	63.0
5	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「市民や企業の活動を支える交通環境が整備されている」と思う市民の割合	%	60.0	
		 ターゲット	18~39歳の市民の割合	%	66.0
6	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「身近に公園などがあり、緑豊かな生活環境が整備されている」と思う市民の割合	%	75.0	
		 ターゲット	18~39歳の市民の割合	%	81.0

7	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「あつぎブランドの創造・発信が推進されている」と思う市民の割合	%	72.0	
		 ターゲット	18～39歳の市民の割合	%	85.0
8	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	%	56.0	
		 ターゲット	18～39歳の市民の割合	%	63.0
9	達成指標	2 定住促進			
	基本目標	2 住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「観光によるまちづくりが進んでいる」と思う市民の割合	%	76.0	
		 ターゲット	18～39歳の市民の割合	%	83.0
10	達成指標	3 雇用の創出			
	基本目標	5 働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「計画的な土地利用による魅力的な拠点づくりが進んでいる」と思う市民の割合	%	55.0	
		 ターゲット	18～69歳の市民の割合	%	59.0

11	達成指標	3 雇用の創出			
	基本目標	5 働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「地域経済の活性化が図られている」と思う市民の割合	%	55.0	
		 ターゲット	18~69歳の市民の割合	%	60.0
12	達成指標	3 雇用の創出			
	基本目標	5 働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする			
		重要業績評価指標 (KPI)	単位	目標値 (令和2 (2020) 年度)	
		市民満足度「就労・雇用環境の改善が図られている」と思う市民の割合	%	56.0	
		 ターゲット	18~69歳の市民の割合	%	63.0

(6) 新規事業の「具体的な施策」への位置付け

平成30年3月の総合戦略改定以降における、令和元年度及び令和2年度の新規事業を総合戦略に位置付けるものです。

ア 新規事業数 9事業

イ 新規事業の内容及び事業名 別紙 のとおり

1 基本目標別事業数（再掲1事業、実事業数8事業）

基本目標	令和元年度 新規事業	令和2年度 新規事業	計
基本目標1	—	1	1
基本目標2	—	1	1
基本目標3	1	4	5
基本目標4	—	1	1
基本目標5	1	—	1
計	2	7	9

2 新規事業の内容及び事業名

(1) 基本目標1（1事業）

若い世代の結婚・出産・子育てへの希望と未来を担う子どもたちの夢をかなえる

施策の方向性	2 市民ニーズに対応した妊娠から出産、子育て期にわたる支援を充実する。	
具体的な取組	④ 保育所待機児童の解消	事業名《所管部》
1	<ul style="list-style-type: none"> 市内の私立幼稚園に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、幼稚園教諭有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。 	<p>【令和2年度事業】 幼稚園教諭確保助成事業 《こども未来部》</p>

(2) 基本目標2（1事業）

住みたい、働きたい、訪れたいと思える魅力あるまちを創出し、全国に発信することにより新たな人の流れをつくる

施策の方向性	3 20歳代を中心とした若い世代に対する市内企業への就職支援の充実と定住促進に取り組む。	
具体的な取組	② 定住を促進するための支援の充実	事業名《所管部》
2	<ul style="list-style-type: none"> 市内の私立幼稚園に就職又は勤務する方に対し、奨学金を利用して幼稚園教諭の資格を取得した方の奨学金の返済費用の一部を助成するほか、市外からの転入費用の一部を助成するとともに、幼稚園教諭有資格者の復職等に対し、奨励助成金を交付します。 	<p>【令和2年度事業】 幼稚園教諭確保助成事業 (再掲) 《こども未来部》</p>

(3) 基本目標 3 (5 事業)

市民が生きがいを感じ、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進する

施策の方向性	2 防災・減災対策を充実・強化するとともに、市民生活における安心・安全の向上を図る。	
具体的な取組	① 防災・減災対策の充実・強化	事業名《所管部》
3	<ul style="list-style-type: none"> 地震等の災害により想定される被害を軽減するとともに「災害に強いまちづくり」を実現するため、近年頻発する災害に対応できる地区別防災マップを作成します。 	【令和元年度事業】 地区別防災マップ作成事業 《市長室》
4	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害時における市民生活の迅速な復旧を支援するため、被災者支援システムを構築します。 	【令和2年度事業】 被災者支援システム整備事業 《市長室》
5	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害発生時における被害を最小限に抑え、市民の生命、身体及び財産を保護するため、震度分布図、液状化分布図、最新の土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域を反映したオールハザードマップを作成し、全戸配布します。 	【令和2年度事業】 オールハザードマップ等作成事業 《市長室》
6	<ul style="list-style-type: none"> いかなる自然災害に対して最悪な事態を避けるため、事前の防災・減災対策と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施する国土強靱化地域計画を策定します。 	【令和2年度事業】 国土強靱化地域計画作成事業 《市長室》
具体的な取組	② 市民生活における安心・安全の向上	事業名《所管部》
7	<ul style="list-style-type: none"> 振り込め詐欺、悪徳セールス、架空請求、アポイント電話等の被害から、市民の財産を守るため、録音機能付き電話機等の購入費の一部を補助します。 	【令和2年度事業】 振り込め詐欺等防止装置購入費補助事業 《協働安全部》

(4) 基本目標 4 (1 事業)

人口減少による将来への影響を見据えた自主・自立のまちづくりを推進する

施策の方向性	1 人口減少を見据えた強い財政、強い組織をつくとともに、市民協働の更なる推進を図る。	
具体的な取組	① 積極的な財源の確保と資産の適切な管理・運用	事業名《所管部》
8	<ul style="list-style-type: none"> 更なる業務の効率化や生産性の向上を図り、これまで以上に質の高い行政サービスを提供するため、ソフトウェア上のロボットにより業務工程を自動化する仕組みである R P A などの新技術を導入します。 	【令和2年度事業】 行政改革推進事業 《政策部》

(5) 基本目標 5 (1 事業)

働く場をつくることにより、定住者を増やし、経済活動を盛んにする

施策の方向性	1 地域経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たす企業の誘致を推進する。	
具体的な取組	① 新たな産業拠点の創出	事業名《所管部》
9	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年9月に土地地区画整理組合の設立を認可し、酒井土地地区画整理事業の施行を促進するため、酒井土地地区画整理組合に対する指導、助言及び支援に努め、計画的かつ充実した都市基盤を形成します。また、令和2年度から施行地区周辺の関連する道路・水路の整備に向けた準備を進めます。 	【令和元年度事業】 酒井土地地区画整理推進事業 《都市整備部》

